

## GS アジア・ハイ・イールド債券ファンド

アジア通貨コース／米ドルコース／円コース

追加型投信／海外／債券

投資信託説明書  
(交付目論見書)

使用開始日 2024.1.26

毎月  
分配型

- 本書は金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
- ファンドに関する「投資信託説明書(請求目論見書)」を含む詳細な情報は委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。また、本書には約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。
- ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、下記の照会先までお問い合わせください。

[委託会社] ファンドの運用の指図を行う者

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第325号

[受託会社] ファンドの財産の保管および管理を行う者

三菱UFJ信託銀行株式会社

■照会先 ホームページ  
アドレス [www.gsam.co.jp](http://www.gsam.co.jp)

電話番号 03-6437-6000 (受付時間: 営業日の午前9時から午後5時まで)

本書は、以下の異なるファンドの「投資信託説明書(交付目論見書)」から構成されております。

GS アジア・ハイ・イールド債券ファンド アジア通貨コース

GS アジア・ハイ・イールド債券ファンド 米ドルコース／円コース

この冊子の前半部分はアジア通貨コースの「投資信託説明書(交付目論見書)」、後半部分は米ドルコース／円コースの「投資信託説明書(交付目論見書)」です。

投資信託説明書  
(交付目論見書)毎月  
分配型

使用開始日 2024.1.26

## アジア通貨コース

- 本書は金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
- ファンドに関する「投資信託説明書(請求目論見書)」を含む詳細な情報は委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。また、本書には約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。
- ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、下記の照会先までお問い合わせください。

[委託会社] ファンドの運用の指図を行う者

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第325号

[受託会社] ファンドの財産の保管および管理を行う者

三菱UFJ信託銀行株式会社

■照会先 ホームページ  
アドレス [www.gsam.co.jp](http://www.gsam.co.jp)

電話番号 03-6437-6000 (受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで)

商品分類			属性区分				
単字型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	海外	債券	その他資産(投資信託(債券))	年12回(毎月)	アジア(日本を除く)	ファンド・オブ・ファンズ	なし

- ※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。商品分類および属性区分の内容につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) をご参照ください。
- この目論見書により行うGS アジア・ハイ・イールド債券ファンド アジア通貨コース(以下「本ファンド」または「アジア通貨コース」といいます。)の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により、有価証券届出書を2024年1月25日に関東財務局長に提出しており、2024年1月26日にその届出の効力が生じております。
  - 本ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律に基づいて組成された金融商品であり、同法に基づき、本ファンドでは商品内容の重大な変更を行う場合に、事前に投資家(受益者)の意向を確認する手続き等を行います。
  - 本ファンドの信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。
  - 請求目論見書は投資家の請求により販売会社から交付されます(請求を行った場合には、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。)
  - ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

### 委託会社の情報

委託会社名：ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社  
 設立年月日：1996年2月6日 運用する証券投資信託財産の合計純資産総額：5兆970億円(2023年10月末現在)  
 資本金：4億9,000万円(2024年1月25日現在) グループ資産残高(グローバル)：2兆4,573億米ドル(2023年6月末現在)

※アジア通貨コースはいわゆる通貨選択型ファンドに該当します。仕組み等の詳細は、後記「通貨選択型に関わる留意点」をご覧ください。

GS アジア・ハイ・イールド債券ファンドには、以下の3ファンドがあります。

GS アジア・ハイ・イールド債券ファンド アジア通貨コース(「本ファンド」または「アジア通貨コース」といいます。)	主に日本を除くアジアの米ドル建てハイ・イールド債券に投資し、米ドル建て資産に対して原則として対アジア通貨で為替取引を活用することにより、アジア通貨への投資効果を追求します。
GS アジア・ハイ・イールド債券ファンド 米ドルコース(「米ドルコース」といいます。)	主に日本を除くアジアの米ドル建てハイ・イールド債券に投資し、米ドル建て資産に対して原則として対円での為替ヘッジは行いません。
GS アジア・ハイ・イールド債券ファンド 円コース(「円コース」といいます。)	主に日本を除くアジアの米ドル建てハイ・イールド債券に投資し、米ドル建て資産に対して原則として対円での為替ヘッジを行います。

※米ドルコースおよび円コースについては、米ドルコースおよび円コースの投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

## 本書で使用するデータについて (投資リスクの参考情報に用いているデータについては該当ページをご覧ください)

### ●債券インデックス等

日本国債：FTSE世界国債インデックス(日本)  
 先進国国債：FTSE世界国債インデックス(除く日本)  
 エマージング債券(米ドル建て)：JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル・ダイバーシファイド  
 欧州ハイ・イールド債券：ICE BofAメリルリンチ・ヨーロッパ・ハイ・イールド・インデックス(米ドルヘッジ)  
 米国ハイ・イールド債券：ICE BofAメリルリンチUSハイ・イールド・マスターIIインデックス  
 アジア・ハイ・イールド債券：ICE BofAメリルリンチ・アジア・ダラー・ハイ・イールド・インデックス\*  
 日本株式：TOPIX  
 米国株式：S&P500種株価指数  
 エマージング株式：MSCIエマージング・マーケット・インデックス

\*アジア・ハイ・イールド債券市場を示す代表的なインデックスですが、本ファンドのベンチマークや参考指標ではありません。

### ●各通貨の短期金利

円：日本円1ヵ月TIBOR  
 米ドル：米国T-Bill1ヵ月  
 韓国ウォン：韓国インターバンク1ヵ月取引金利  
 インドネシア・ルピア：ジャカルタ・インターバンク1ヵ月取引金利  
 インド・ルピー：NSEインターバンク1ヵ月取引金利



## ファンドの目的

主に日本を除くアジアの米ドル建てハイ・イールド債券に投資することにより、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざします。

## ファンドの特色

### ファンドのポイント

- 1 本ファンドは、投資信託証券を通じて、主として日本を除くアジアの企業が発行する米ドル建てハイ・イールド債券に投資します。

組入れ投資信託証券では、米ドル建て以外の資産に投資することがあります。米ドル建て以外の外貨建資産に投資を行った場合は、原則として対米ドルで為替ヘッジを行います。

#### アジア通貨コース

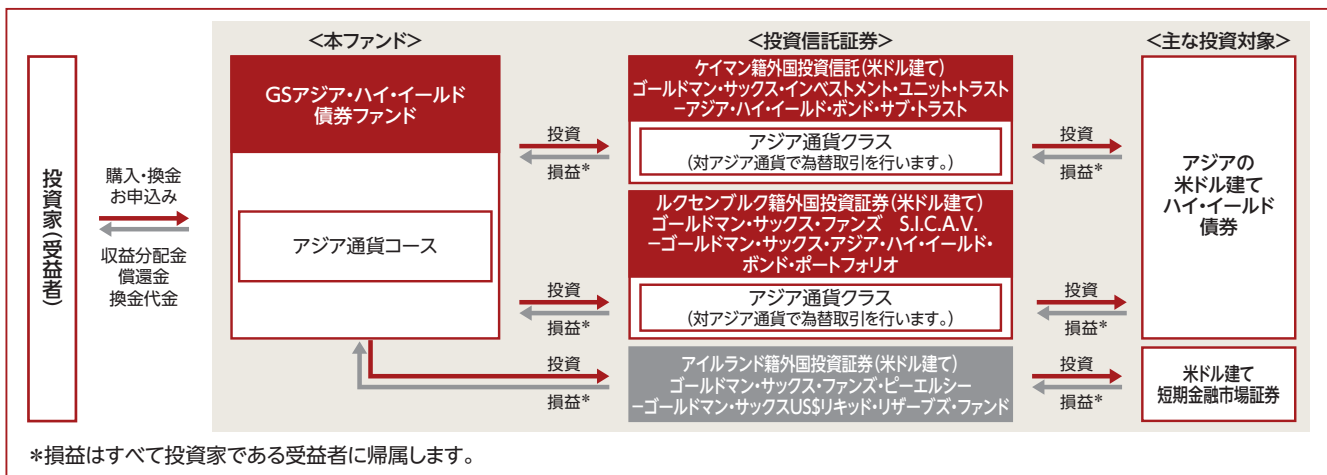
米ドル建て資産に対して原則として対アジア通貨で為替取引を活用することにより、アジア通貨への投資効果を追求します。本ファンドにおいて、アジア通貨とは、アジア地域の中で、通貨の流動性、金利水準、経済状況等を勘案して、委託会社が選択したインド・ルピー、インドネシア・ルピアおよび韓国ウォンのことをいい、原則として3通貨に均等配分します。

- 2 原則として、毎月25日(休業日の場合は翌営業日)の決算時に分配を行います。

運用状況によっては、分配の金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。

### ファンドの仕組み

本ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。運用にあたってはゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントが運用する投資信託証券のうち、本ファンドの運用戦略を行うために必要と認められる下記の投資信託証券を主要投資対象とします。



委託会社が属するゴールドマン・サックスの資産運用部門を「ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント」といいます。各投資信託証券(以下、総称して「組入れファンド」、「組入れ投資信託証券」または「指定投資信託証券」ということがあります。)への投資比率は、資金動向および各投資信託証券の収益性等を勘案して決定するものとします。原則として「アジア・ハイ・イールド・ボンド・サブ・トラスト」または「ゴールドマン・サックス・アジア・ハイ・イールド・ボンド・ポートフォリオ」への組入比率を高位に保つものの、各投資信託証券への投資比率には制限を設けません。市況動向や資金動向その他の要因等によっては、上記の投資信託証券の一部に投資を行わない場合があります。投資対象となる投資信託証券は見直されることがあります。この際、上記の投資信託証券が除外されたり、新たな投資信託証券が追加される場合もあります。

アジアのハイ・イールド債券やアジアの通貨への投資は、社会・経済・政治の不安定要素を多く含むため、価格変動・為替変動が大きく、投資資産が大幅に減少するリスクを伴います。くわしくは後記「投資リスク」をご覧ください。

アジアのハイ・イールド債券に投資します

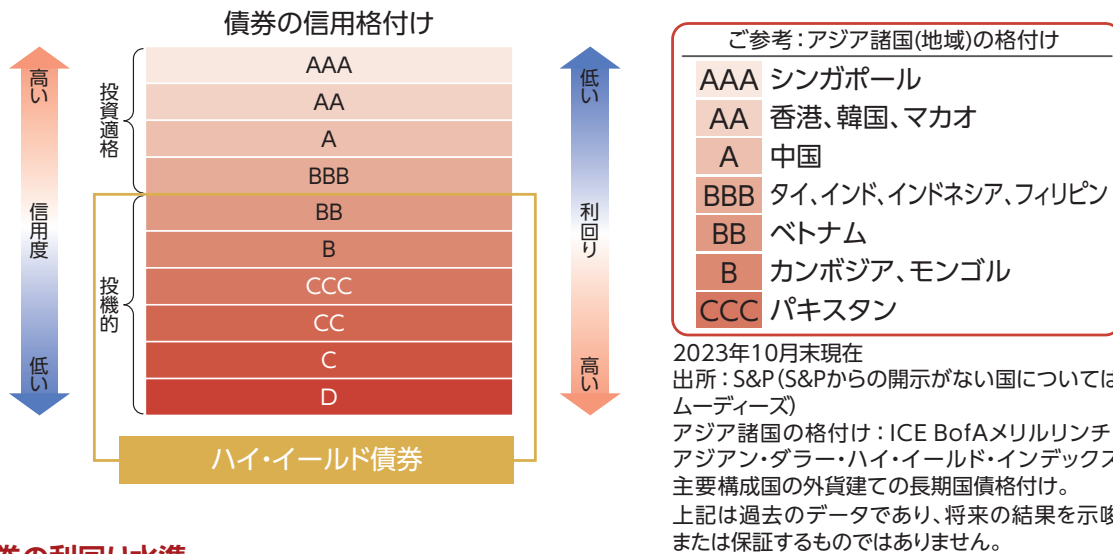
主として日本を除くアジアの企業が発行する米ドル建てハイ・イールド債券に投資することにより、高い金利収入(インカム・ゲイン)と債券元本部分の売買益および評価益(キャピタル・ゲイン)の獲得をめざします。

? ハイ・イールド債券とは

ハイ・イールド債券とは、BB格(S&P)およびBa格(ムーディーズ)相当以下の格付けを付与された債券のことをいいます。ハイ・イールド債券は、一般的に投資適格社債(S&Pの場合はBBB格、ムーディーズの場合はBaa格以上の格付けを付与された社債)と比較して信用度が低く、債務不履行が生じる可能性(デフォルト・リスク)が高くなります。一方、その見返りとして、国債や投資適格社債などのより高格付けの債券よりも相対的に高い利回りで取引されています。

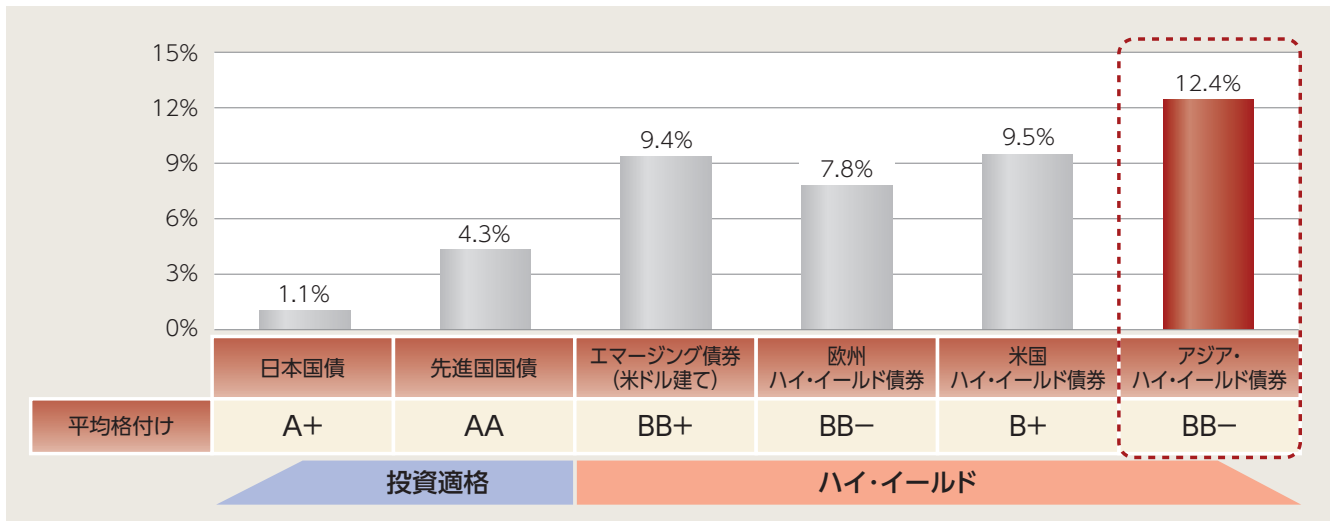
格付けが公表されていない債券の場合は、組入れファンドの投資顧問会社が判断した格付けとなります。

投資対象債券の信用格付けの位置づけ



各種債券の利回り水準

ハイ・イールド債券は、国債や投資適格債券などのより高格付けの債券よりも信用度が低いため、その見返りとして相対的に高い利回りとなっています。



2023年10月末現在  
出所: FTSE、JPモルガン、ICE

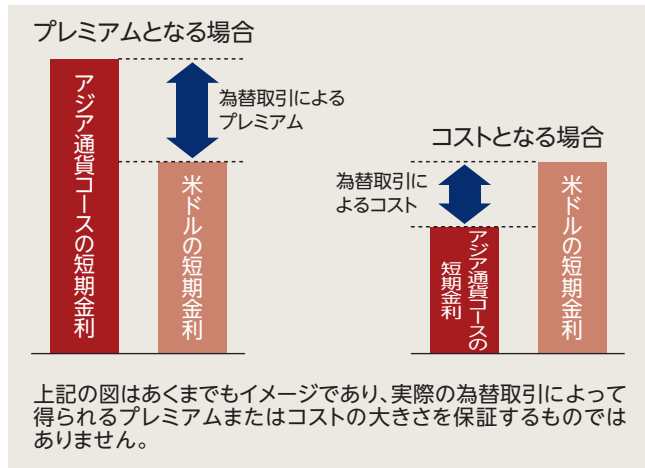
上記は過去のデータであり、将来の結果を示唆または保証するものではありません。  
上記は、インデックスの利回りおよび平均格付けであり、本ファンドの実績ではありません。信託報酬等の諸費用は考慮されておりませんのでご注意ください。上記の利回り水準は、将来大きく変動することがあります。

アジアのハイ・イールド債券やアジアの通貨への投資は、社会・経済・政治の不安定要素を多く含むため、価格変動・為替変動が大きく、投資資産が大幅に減少するリスクを伴います。くわしくは後記「投資リスク」をご覧ください。

### アジア通貨コースは3通貨に投資します

投資対象である米ドル建てのアジア・ハイ・イールド債券に対し、原則として対アジア通貨(インド・ルピー、インドネシア・ルピア、韓国ウォン)で為替取引を行います。

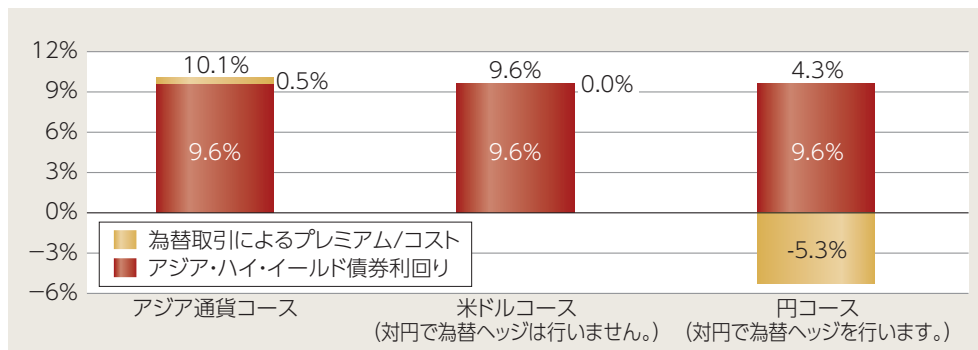
#### 為替取引によるプレミアムとコスト



アジア通貨(インド・ルピー、インドネシア・ルピア、韓国ウォン)の短期金利が、アジア・ハイ・イールド債券の発行通貨(米ドル)の短期金利を上回っている場合、その金利差がプレミアム(金利差相当分の収益)となります。逆の場合には、その金利差がコスト(金利差相当分の費用)となります。

#### 《ご参考》アジア・ハイ・イールド債券と為替取引の組み合わせ

米ドルよりも高い短期金利の通貨で為替取引を行った場合、為替取引によるプレミアム(金利差相当分の収益)が生じ、アジア・ハイ・イールド債券の利回りに上乗せされることで、より高い利回りが期待できます。反対に、米ドルよりも低い短期金利の通貨で為替取引を行った場合、為替取引によるコスト(金利差相当分の費用)が生じます。



2023年10月末現在

出所：ブルームバーグ、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント

為替取引によるプレミアム/コスト：各コースの通貨の金利から米ドル金利を差し引いて算出

アジア・ハイ・イールド債券利回り：本ファンドの組入れファンドである「アジア・ハイ・イールド・ボンド・サブ・トラスト」の最終利回り

「アジア通貨コース」においては、組入れファンドにおいてNDF(次ページ参照)による為替取引を活用するため、これにより得られるプレミアムの水準は、各通貨の短期金利を基に計算した上記のプレミアムの水準を大幅に下回る場合があります。また、市場動向等によっては、コスト(金利差相当分の費用)が生じる場合があることにご留意ください。なお、アジア通貨の1ヵ月NDFインプライド金利(20日移動平均、2023年10月末現在)は、5.5%<sup>\*1</sup>となっています。

各通貨の円に対する為替変動により基準価額が下落するリスクがあることにご留意ください。「アジア通貨コース」は、アジア・ハイ・イールド債券への投資に加えてアジア通貨からの収益を追求するため、その分損失のリスクも増大します。また、アジア通貨と米ドルの短期金利差が逆転した場合でも為替取引による運用を継続します。

上記試算の図は、2023年10月末日時点における組入れファンドのポートフォリオの最終利回り<sup>\*2</sup>に、各通貨の短期金利を基に算出した計算上のプレミアム/コストの水準を組み合わせて作成した図です。したがって、本ファンドの実際のデータではなく、あくまでご参考情報として掲載しております。

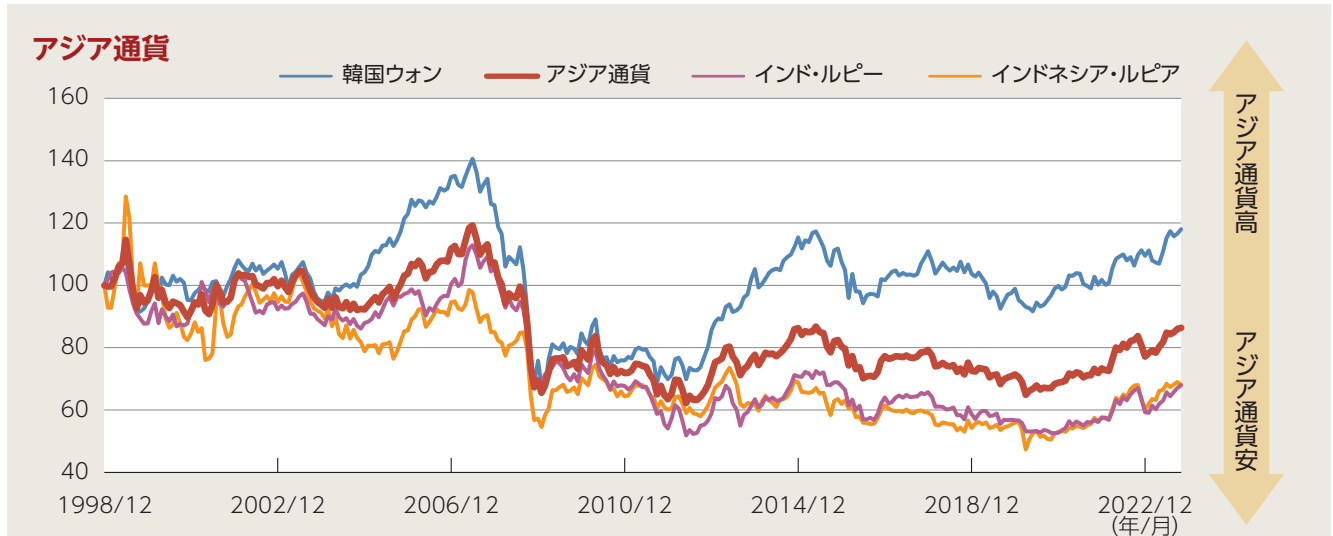
\*1直近のNDFインプライド金利については委託会社ホームページ掲載の「月次レポート」でご覧いただけます。

\*2最終利回りとは、ポートフォリオに組み入れられているすべての債券が、デフォルト(債務不履行)等することなく償還日において償還されると仮定して計算された年平均の利回りであり、実際にはかかる利回りを大幅に下回る場合があります。

上記は過去のデータであり、実際の数値は市場動向や投資環境等により変動します。また、本ファンドの将来の投資成果を示唆または保証するものではありません。信託報酬等の諸費用や、流動性等の市場要因は考慮されておりませんのでご注意ください。

アジアのハイ・イールド債券やアジアの通貨への投資は、社会・経済・政治の不安定要素を多く含むため、価格変動・為替変動が大きく、投資資産が大幅に減少するリスクを伴います。くわしくは後記「投資リスク」をご覧ください。

各通貨の推移(対円)



※アジア通貨：韓国ウォン、インド・ルピー、インドネシア・ルピアの均等配分



期間：1998年12月末～2023年10月末(1998年12月末を100として指数化)

出所：ブルームバーグのデータを基にゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント作成

上記は過去のデータであり、将来の結果を示唆または保証するものではありません。

為替取引：ノン・デリバラブル・フォワード(NDF)について

一部の新興国の通貨については、内外の為替取引の自由化が実施されておらず、実際の現地通貨での受渡に制約があるため、ノン・デリバラブル・フォワード(NDF)という取引手法を用いて為替取引を行う場合があります。NDFは為替予約取引の一種ですが、実際の現地通貨での受渡しは行われず、米ドル等の主要通貨によって差金決済されます。当該新興国の為替市場における通貨の値動きとNDFの取引価格の値動きは、需給などの市況や規制等により大きく乖離する場合があります。この結果、ファンドの投資成果が為替市場の値動きや各通貨の短期金利の水準から想定されるものと大きく乖離する場合があります。また、需給などの投資環境によっては機動的な売買ができない可能性(流動性リスク)があります。NDFは相対取引となるため、取引相手先の決済不履行リスク(カウンター・パーティー・リスク)が伴います。なお、「アジア通貨コース」においては、組入れる外国投資信託でNDFによる為替取引を活用します。

アジアのハイ・イールド債券やアジアの通貨への投資は、社会・経済・政治の不安定要素を多く含むため、価格変動・為替変動が大きく、投資資産が大幅に減少するリスクを伴います。くわしくは後記「投資リスク」をご覧ください。



# ファンドの目的・特色

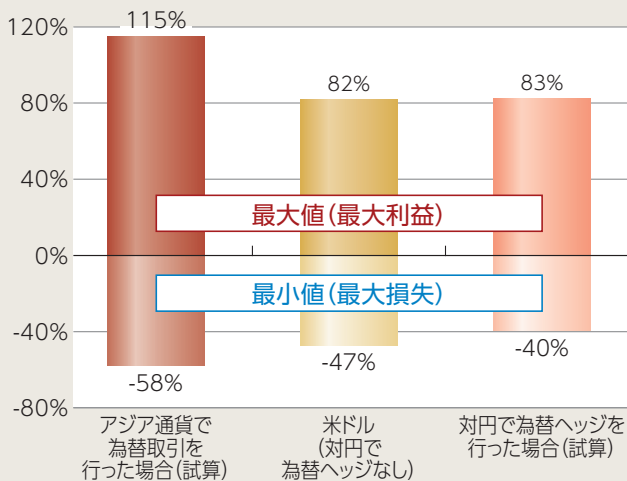
## アジア・ハイ・イールド債券に投資した場合の変動幅(試算ベース)

アジア・ハイ・イールド債券に1年間投資した場合の変動幅(試算ベース)(上図)では、過去において各月から1年間、それぞれのコースからアジア・ハイ・イールド債券に投資したと仮定した場合の最大値(最大利益)と最小値(最大損失)を示しています。

また、各通貨コースと他資産のリスクの大きさの比較(試算ベース)(下図)では、それぞれのコースからアジア・ハイ・イールド債券に投資したと仮定した場合と他資産のリスク水準を比較しています。

「アジア通貨コース」はアジア通貨のリスクなどが追加されるため、相対的に見て価格変動は大きくなっています。

### アジア・ハイ・イールド債券に1年間投資した場合の変動幅(試算ベース)



左記は、アジア・ハイ・イールド債券に毎月末から1年間投資したと仮定した場合のリターンにより算出しています。

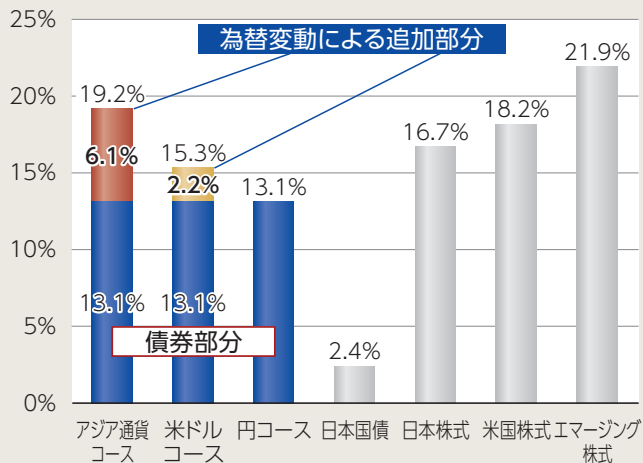
たとえば、10,000円を投資した場合、最大損失として1年後にそれぞれ4,200円(-58%)、5,300円(-47%)、6,000円(-40%)になる期間があったことを示しています。

当該リターンはICE BofAメリルリンチ・アジア・ダラー・ハイ・イールド・インデックス、各通貨の為替レート(対米ドル)および各通貨の短期金利を基に計算したものであり、実際の投資結果とは異なります。「アジア通貨コース」においては、組入れファンドにおいてNDFによる為替取引を活用するため、これにより得られるプレミアムの水準は、各通貨の短期金利を基に計算したプレミアムの水準を大幅に下回る場合があります。

期間：2002年6月末～2023年10月末

出所：ICE、ブルームバーグ

### 各通貨コースと他資産のリスクの大きさ\*の比較(試算ベース)



\*リスクの大きさは、円ベースの月次リターンより算出した年率標準偏差を指しています。

標準偏差とは、全体の結果が平均のところにとままっているか散らばっているかを表す指標で、ファンドのリターンの標準偏差が大きければ大きい程、日々のリターンは平均から散らばったものとなり、それだけリスクの大きいファンドということになります。

期間：2002年6月末～2023年10月末

出所：JPモルガン、ICE、ブルームバーグ

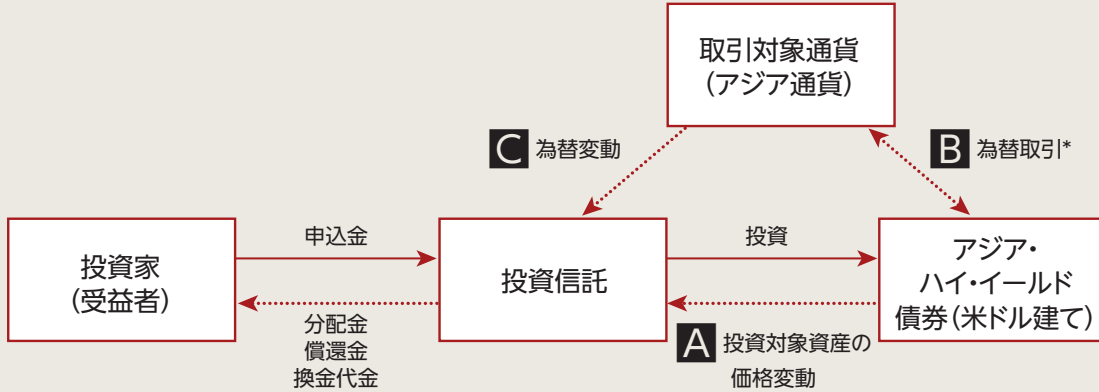
上記は過去のデータであり、実際の数値は市場動向や投資環境等により変動します。また、本ファンドの将来の投資成果を示唆または保証するものではなく、上図の最小値(最大損失)を超えて下落する場合があります。信託報酬等の諸費用や、流動性等の市場要因は考慮されておりませんのでご注意ください。

アジアのハイ・イールド債券やアジアの通貨への投資は、社会・経済・政治の不安定要素を多く含むため、価格変動・為替変動が大きく、投資資産が大幅に減少するリスクを伴います。くわしくは後記「投資リスク」をご覧ください。

通貨選択型ファンドの収益イメージ

通貨選択型の投資信託は、株式や債券などといった投資対象資産に加えて、為替取引の対象となる円以外の通貨も選択することができるように設計された投資信託です。

通貨選択型(アジア通貨コース)の投資信託のイメージ図



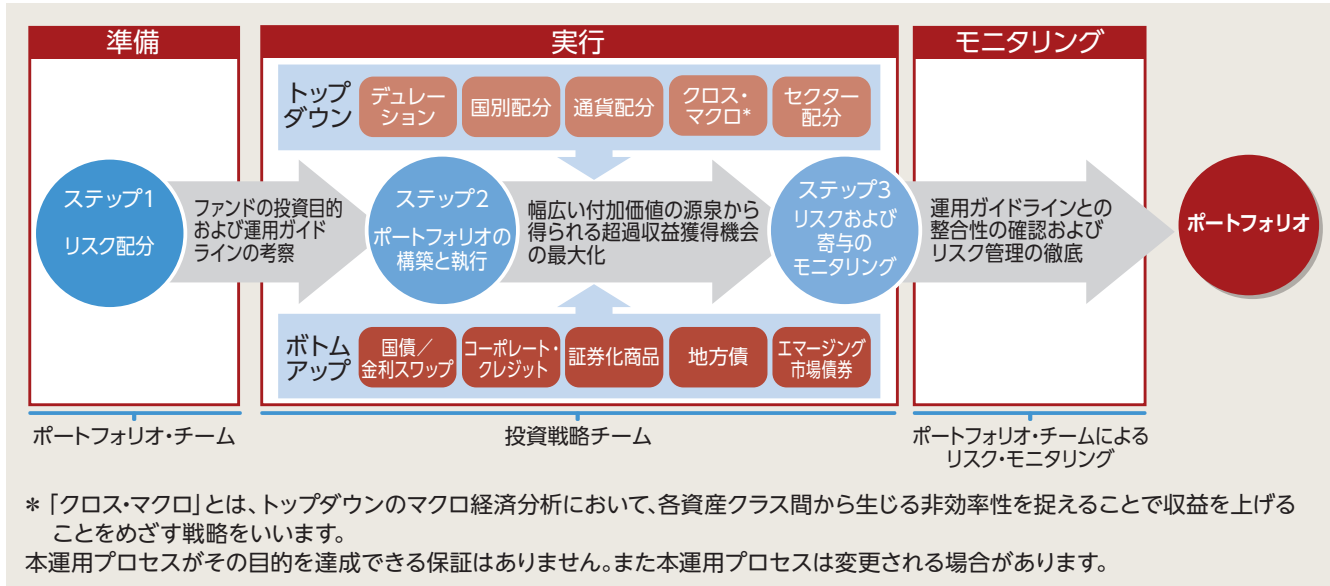
\*取引対象通貨が円以外の場合には、当該取引対象通貨の対円での為替リスクが発生することに留意が必要です。

通貨選択型の投資信託の収益源としては、以下の3つの要素が挙げられます。これらの収益源に相応してリスクが内在していることに注意が必要です。

	A	B	C
収益の源泉	アジア・ハイ・イールド債券の 金利収入、値上がり/値下がり	為替取引による プレミアム/コスト	為替差益/差損
収益を得られる ケース	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 金利の低下</li> <li>● 発行体の信用状況の改善</li> </ul> <p>債券価格の上昇</p>	$\text{アジア通貨の短期金利} > \text{米ドルの短期金利}$ <p>為替取引によるプレミアム (金利差相当分の収益)の発生</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 円に対してアジア通貨高(円安)</li> </ul> <p>為替差益の発生</p>
損失やコストが 発生するケース	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 金利の上昇</li> <li>● 発行体の信用状況の悪化</li> </ul> <p>債券価格の下落</p>	$\text{アジア通貨の短期金利} < \text{米ドルの短期金利}$ <p>為替取引によるコスト (金利差相当分の費用)の発生</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 円に対してアジア通貨安(円高)</li> </ul> <p>為替差損の発生</p>

ファンドの運用

本ファンドが主として組入れる投資信託証券の運用は、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントのグローバル債券・通貨運用グループによって行われます。同グループは世界各地に運用拠点を展開し、幅広い調査能力ならびに専門性を活用した運用を行っています。



主な投資制限

- 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- 株式(指定投資信託証券を除きます。)への直接投資は行いません。
- 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- 指定投資信託証券および短期金融商品等以外の有価証券への直接投資は行いません。
- 1発行者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以下とします。

ファンドの分配方針

原則として、毎月の決算時(毎月25日。ただし、休業日の場合は翌営業日。)に、利子・配当収入および売買益(評価益を含みます。)を中心に収益分配を行います。分配金額は、基準価額水準、市場動向等を勘案して、委託会社が決定します。ただし、基準価額水準や市場動向等によっては分配を行わないこともあります。また、基準価額が当初元本(1万口=1万円)を下回る場合においても分配を行うことがあります。将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

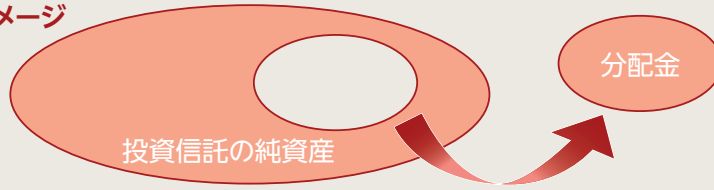


※上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

収益分配金に関わる留意点

分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

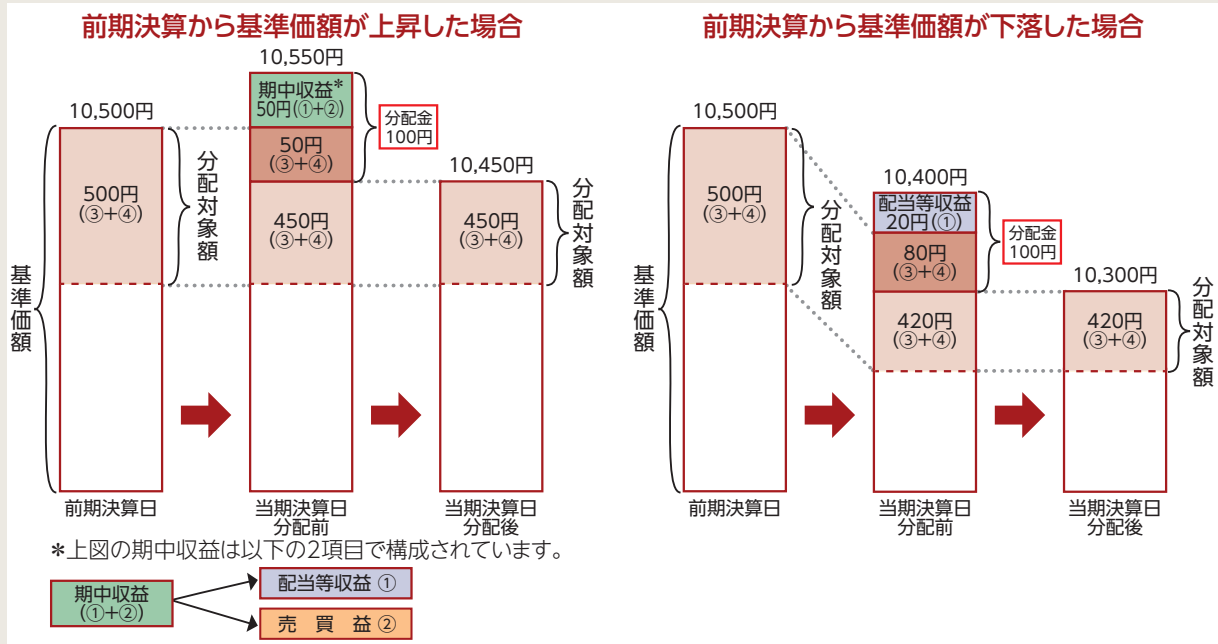
投資信託で分配金が支払われるイメージ



分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。  
計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行った場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

※分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。分配対象額とは、①経費控除後の配当等収益②経費控除後の評価益を含む売買益③分配準備積立金(当該計算期間よりも前に累積した配当等収益および売買益)④収益調整金(信託の追加設定の際、追加設定をした価額から元本を差引いた差額分)です。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

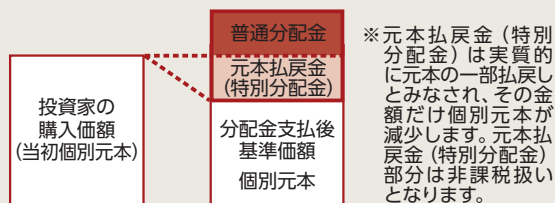


※上記はイメージ図であり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

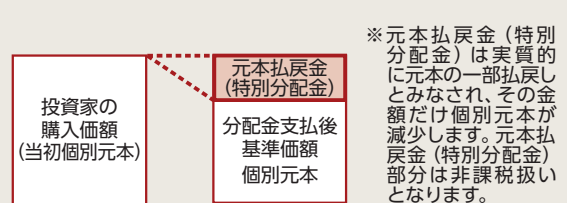
上記のとおり、分配金は計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合がありますので、元本の安全性を追求される投資家の場合には、市場の変動等に伴う組入資産の価値の減少だけでなく、収益分配金の支払いによる元本の払戻しにより、本ファンドの基準価額が減価することに十分ご注意ください。

投資家のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の基準価額の値上がり、支払われた分配金額より小さかった場合も実質的に元本の一部払戻しに相当することがあります。元本の一部払戻しに該当する部分は、元本払戻金(特別分配金)として非課税の扱いになります。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金：個別元本(投資家のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。  
元本払戻金(特別分配金)：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資家の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注)普通分配金に対する課税については、後記「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご覧ください。

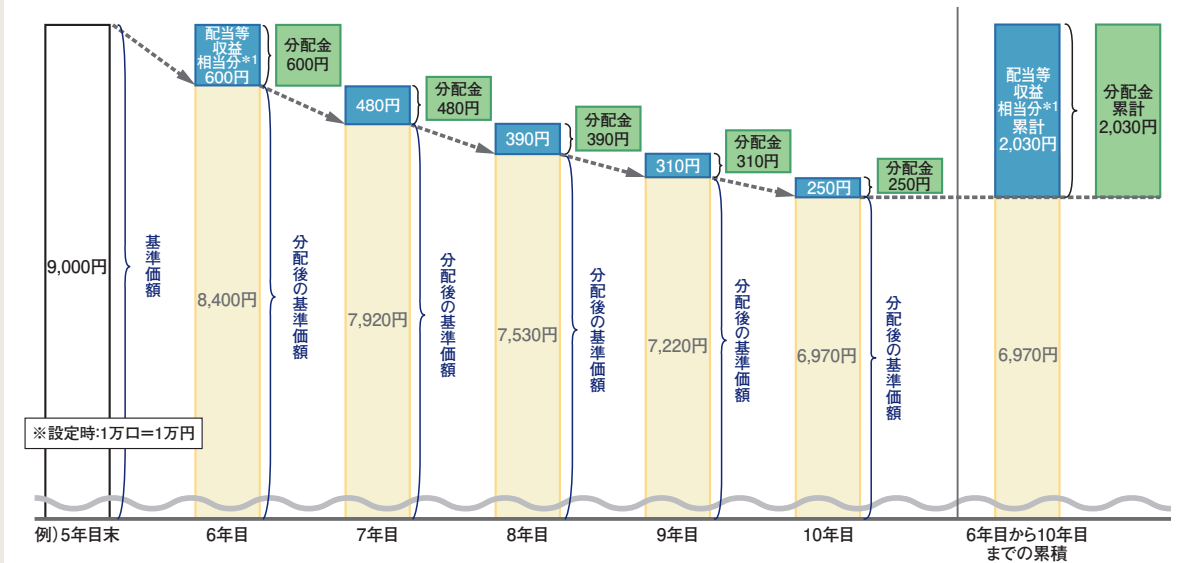


# ファンドの目的・特色

## 数年間にわたって基準価額が下落した場合

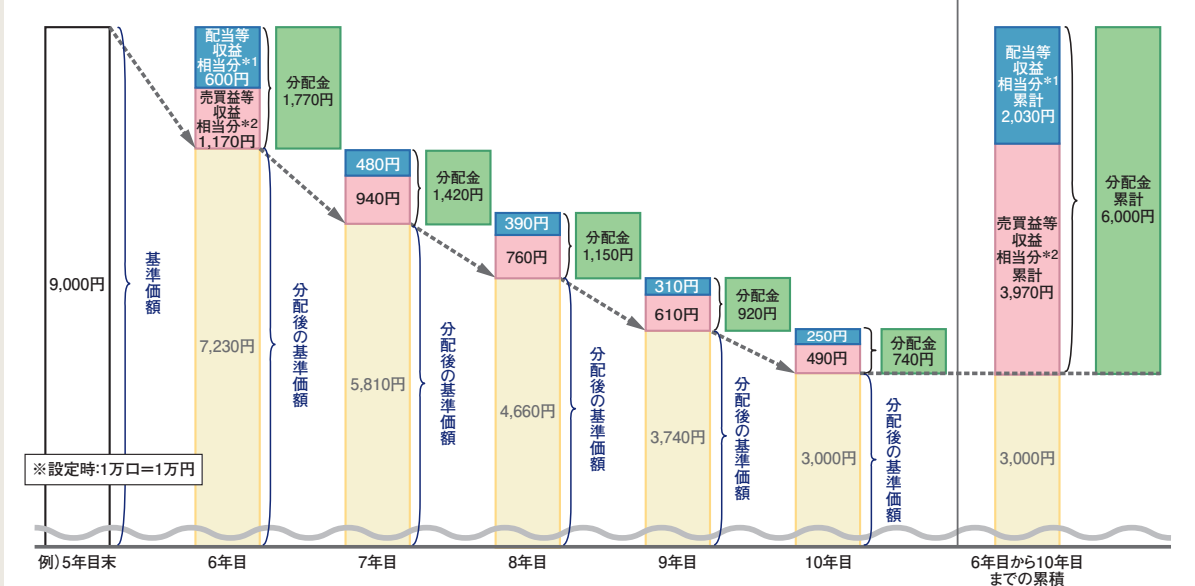
### ①配当等収益を中心に分配する場合 ※年間のリターン(税引前分配金込み)が0%と仮定

※この図では、年間のリターンを一定と仮定していますが、実際の基準価額は市場変動等により大きく下落することがあり、また、分配金額等は変動しますのでご注意ください。



### ②配当等収益に加え、売買益(評価益を含みます。)も分配する場合 ※年間のリターン(税引前分配金込み)が0%と仮定

※この図では、年間のリターンを一定と仮定していますが、実際の基準価額は市場変動等により大きく下落することがあり、また、分配金額等は変動しますのでご注意ください。



\*1 配当等収益相当分には分配準備積立金(当該期間よりも前に累積した配当等収益および売買益等収益)のうち配当等収益を含む場合があります。

\*2 売買益等収益相当分には分配準備積立金(当該期間よりも前に累積した配当等収益および売買益等収益)のうち売買益等収益および収益調整金を含む場合があります。

(注)上図はイメージ図であり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

収益分配金は必ずしも当該計算期間中に得た収益から支払われるわけではなく、決算時点での基準価額の水準に関わらず過去に得た収益から支払われる場合があります。

上図は①配当等収益を中心に分配した場合と、②配当等収益に加えて売買益等収益も分配した場合の基準価額の変動を示しています。例えば、①の6年目では1年間に得た配当等収益を中心に分配を支払ったため、その分基準価額が下落しています。一方、②では配当等収益に加えて売買益等収益相当分を分配したため、①と比較するとその分さらに基準価額が下落しています。②の6年目から10年目までに受益者は合計で6,000円分(配当等収益相当分2,030円+売買益等収益相当分3,970円)の収益分配を受領し、基準価額は3,000円になっています。上図の例において、売買益等収益を支払わなかった場合、累計でみた分配落ち後の基準価額は6,970円(3,000円+3,970円)になります。

配当等収益相当分
売買益等収益相当分
分配金
分配後の基準価額

追加的記載事項

組入れファンドの概要

ファンド名	ゴールドマン・サックス・インベストメント・ユニット・トラスト -アジア・ハイ・イールド・ボンド・サブ・トラスト
ファンド形態	ケイマン籍外国投資信託(米ドル建て)
投資目的	主に日本を除くアジアの企業またはアジア各国の成長により収益が期待される企業により発行された米ドル建て投資適格格付未滿に格付けされた債券に投資することにより、収入(インカム)と資産価値増加(キャピタル・ゲイン)からなる長期的なトータル・リターンを獲得することを目的とします。
運用の基本方針等	①主に日本を除くアジアの企業またはアジア各国の成長により収益が期待される企業により発行された米ドル建て投資適格格付未滿に格付けされた債券に投資します。 ②米ドル建て以外の資産については、原則として対米ドルで為替ヘッジを行うものとします。 ③アジア通貨クラスについては組入資産につき米ドルとアジア通貨(インド・ルピー、インドネシア・ルピア、韓国ウォン)との為替取引を活用することによりアジア通貨への投資効果を追求します。
運用報酬等	なし(投資信託証券にかかる信託事務の処理等に要する諸費用等が別途支払われます。)
投資顧問会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー(GSAMニューヨーク)
副投資顧問会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント(シンガポール)ピーティーイー・リミテッド(GSAMシンガポール) ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル(GSAMロンドン) ※副投資顧問会社は、今後、追加・変更される場合があります。

上記投資信託証券については、日々の流出入額が純資産総額の一定割合を超える場合、純資産価格の調整が行われる場合があります。これは、資金の流出入から受ける取引コスト等が当該投資信託証券に与えるインパクトを軽減することを意図していますが、算出日における資金の流出入の動向が、純資産価格に影響を与えることになります。

ファンド名	ゴールドマン・サックス・ファンズ S.I.C.A.V. -ゴールドマン・サックス・アジア・ハイ・イールド・ボンド・ポートフォリオ
ファンド形態	ルクセンブルク籍外国投資証券(米ドル建て)
投資目的	主に日本を除くアジアの企業またはアジア各国の成長により収益が期待される企業により発行された米ドル建て投資適格格付未滿に格付けされた債券に投資することにより、収入(インカム)と資産価値増加(キャピタル・ゲイン)からなる長期的なトータル・リターンを獲得することを目的とします。ただし、運用にあたっては、運用者が定めるESG(環境・社会・ガバナンス)基準に基づく環境的・社会的な特性を推進することをめざします。
運用の基本方針等	①主に日本を除くアジアの企業またはアジア各国の成長により収益が期待される企業により発行された米ドル建て投資適格格付未滿に格付けされた債券に投資します。 ②米ドル建て以外の資産については、原則として対米ドルで為替ヘッジを行うものとします。 ③アジア通貨クラスについては組入資産につき米ドルとアジア通貨(インド・ルピー、インドネシア・ルピア、韓国ウォン)との為替取引を活用することによりアジア通貨への投資効果を追求します。
運用報酬等	なし(投資信託証券にかかる信託事務の処理等に要する諸費用等が別途支払われます。)
管理会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・ビー・ブイ
投資顧問会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル(GSAMロンドン)
副投資顧問会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント(シンガポール)ピーティーイー・リミテッド(GSAMシンガポール) ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー(GSAMニューヨーク) ※副投資顧問会社は、今後、追加・変更される場合があります。

上記投資信託証券については、日々の流出入額が純資産総額の一定割合を超える場合、純資産価格の調整が行われる場合があります。これは、資金の流出入から受ける取引コスト等が当該投資信託証券に与えるインパクトを軽減することを意図していますが、算出日における資金の流出入の動向が、純資産価格に影響を与えることになります。

ファンド名	ゴールドマン・サックス・ファンズ・ピーエルシー -ゴールドマン・サックスUS\$リキッド・リザーブズ・ファンド
ファンド形態	アイルランド籍外国投資証券(米ドル建て)
投資目的	元本と流動性を確保しつつ、最大限の収益を得ることを目標として運用を行います。
運用の基本方針等	①主に米ドル建ての短期の市場性を有する金融市場証券に分散投資することにより、元本と流動性を確保しつつ最大限の収益を追求します。 ②高格付証券として適格であり、また格付けのない場合には高格付証券と同等の信用度を有すると投資顧問会社がみなす広範な証券に投資します。 ③原則として購入時において満期まで397日以下の証券、証書および債務に投資し、60日以下の加重平均満期と、120日以下の加重平均残存年限を維持します。
運用報酬等	なし(投資信託証券にかかる信託事務の処理等に要する諸費用等が別途支払われます。)
管理会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・ファンド・サービスズ・リミテッド
投資顧問会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル(GSAMロンドン)
副投資顧問会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー(GSAMニューヨーク)

上記は2024年1月25日現在の組入れファンドの概要であり、今後、当該項目の内容が変更される場合があります。

## 基準価額の変動要因

投資信託は預貯金と異なります。本ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額が変動します。また、為替の変動により損失を被ることがあります。したがって、ご投資家の皆さまの投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。

信託財産に生じた損益はすべてご投資家の皆さまに帰属します。

### 主な変動要因



#### カントリー・リスク

新興国市場への投資には、先進国の市場への投資と比較して、カントリー・リスクの中でも特に次のような留意点があります。例えば、財産の収用・国有化等のリスクや社会・政治・経済の不安定要素がより大きいこと、市場規模が小さく取引高が小さいことから流動性が低く、流動性の高い場合に比べ、市況によっては大幅な安値での売却を余儀なくされる可能性があること、為替レートやその他現地通貨の交換に要するコストの変動が激しいこと、取引の決済制度上の問題、海外との資金決済上の問題等が挙げられます。その他にも、会計基準の違いから現地の企業に関する十分な情報が得られない、あるいは、一般に金融商品市場における規制がより緩やかである、といった問題もあります。

新興国市場への投資にあたっては、長期での投資が可能な余裕資金の範囲で投資を行うことが肝要です。



#### 債券の価格変動リスク・信用リスク

債券の市場価格は、金利が上昇すると下落し、金利が低下すると上昇します。金利の変動による債券価格の変化の度合い(リスク)は、債券の満期までの期間が長ければ長いほど、大きくなる傾向があります。

債券への投資に際しては、債券発行体の倒産等の理由で、利息や元金の支払いがなされない、もしくは滞ること等(これを債務不履行といいます。)の信用リスクを伴います。一般に、発行体の信用度は第三者機関による格付けで表されますが、格付けが低いほど債務不履行の可能性が高いことを意味します。発行体の債務不履行が生じた場合、債券価格は大きく下落する傾向があるほか、投資した資金を回収できないことがあります。一般に、ハイ・イールド債券は投資適格債券と比較して、債券発行体の業績や財務内容などの変化(格付けの変更や市場での評判等を含みます。)により、債券価格が大きく変動することがあります。特に信用状況が大きく悪化するような場合では、短期間で債券価格が大きく下落することがあり、本ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、ハイ・イールド債券は投資適格債券と比較して、債務不履行が生じる可能性が高いと考えられます。



#### 為替変動リスク

本ファンドへの投資には、アジア・ハイ・イールド債券の投資リスクに加えてアジア通貨の為替変動リスクが伴います。

アジア通貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元金を割り込むことによる損失を被ることがあります。アジア通貨の為替レートは短期間に大幅に変動することがあり、先進国と比較して、相対的に高い為替変動リスクがあります。

本ファンドが実質的な主要投資対象とするアジア・ハイ・イールド債券の価格とアジア通貨クラスにおける通貨の為替レートは、市場環境によっては同時に変動する場合があります。その際には、アジア・ハイ・イールド債券の価格と為替レートが同時に下落し、本ファンドの基準価額がより大幅に下落する可能性があります。市場の混乱や急激な変動、経済危機等により、市場参加者がリスク回避傾向を強めた場合等において、このような状況が生じる場合があります。なお、アジア通貨の短期金利が米ドルよりも低い場合、金利差相当分が為替取引に伴うコストとして発生し、本ファンドの運用成果にマイナスの影響を及ぼす場合があることにご留意ください。また、かかるコストは、NDF(5ページの説明をご参照ください。)を用いて為替取引を行う場合、需給や規制等の影響により、金利差から想定される水準よりも大きくなる場合があります。



#### 流動性リスク

市場規模や取引量が少ない場合、組入銘柄を売却する際に市場実勢から期待される価格で売却できず、不測の損失を被るリスクがあります。このような場合、本ファンドの基準価額が大きく下落する可能性や換金に対応するための十分な資金を準備できないことにより換金のお申込みを制限することがあります。



# 投資リスク

## その他の留意点

- 大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等には、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢より大幅に安い価格で売却せざるを得ないことや取引量が限られてしまうことがあります。これらは、基準価額が下落する要因となり、換金のお申込みを制限する可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性もあります。
- 本ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

## リスク管理体制

運用チームとは独立したリスク管理専任部門がファンドのリスク管理を行います。リスク管理専任部門では、運用チームと独立した立場で、運用チームにより構築されたポジションのリスク水準をモニタリングし、各運用チーム、委託会社のリスク検討委員会に報告します。

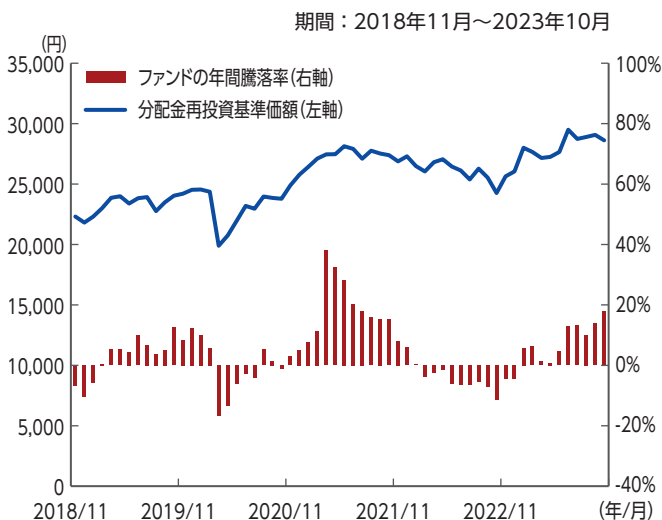
リスク検討委員会は、委託会社の関係各部署の代表から構成されており、リスク管理専任部門からの報告事項等(ファンドの運営に大きな影響を与えると判断された流動性に関する事項を含みます。)に対して、必要な報告聴取、調査、検討、決定等を月次で行います。また、リスク検討委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。

委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定めファンドの組入資産モニタリングを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。

## 参考情報

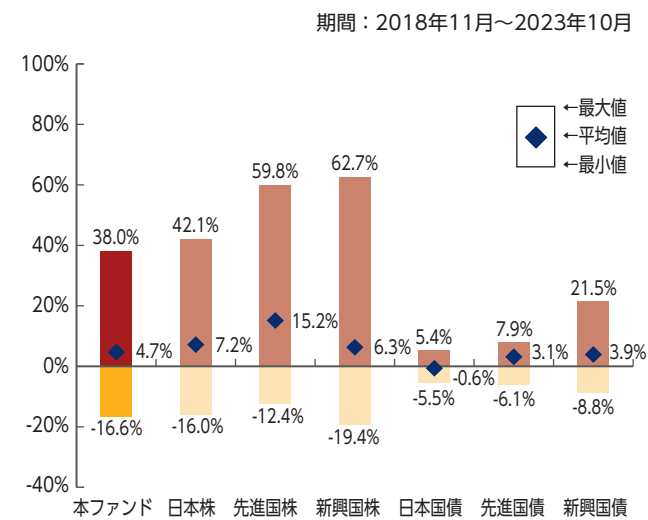
下記は過去の実績であり、将来の成果を保証するものではありません。

### 本ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移



- 年間騰落率は各月末における直近1年間の騰落率を表示したものです。

### 本ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較



- グラフは、本ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
- すべての資産クラスが本ファンドの投資対象とは限りません。
- 上記のグラフは、過去5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を表示したものです。

### ●各資産クラスの指数

日本株：東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)  
 先進国株：MSCI コクサイ・インデックス (配当込み、円ベース)  
 新興国株：MSCI エマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)  
 日本国債：NOMURA-BPI 国債  
 先進国債：FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)  
 新興国債：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド(円ベース)  
□東証株価指数 (TOPIX) の指数値および東証株価指数 (TOPIX) に係る標準または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社の知的財産です。□MSCIコクサイ・インデックスおよびMSCIエマージング・マーケット・インデックスに関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCIインクに帰属します。MSCIおよびMSCIの情報の編集、計算、および作成に関与するその他すべての者 (以下総称して「MSCI当事者」といいます) は、MSCIの情報について一切の保証 (獨創性、正確性、完全性、商品性および特定目的への適合性を含みますが、これらに限定されません) を明示的に排除します。MSCI、その関連会社およびMSCI当事者は、いかなる場合においても、直接損害、間接損害、特別損害、付随的損害、懲罰損害、派生的損害 (逸失利益を含みます) およびその他一切の損害についても責任を負いません。MSCIの書面による明示的な同意がない限り、MSCIの情報を配布または流布してはならないものとします。□NOMURA-BPI国債の知的財産権は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。□FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。□JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバルに関する著作権は、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースの指数を採用しております。

本ファンドの分配金再投資基準価額および年間騰落率は、収益分配金 (税引前) を分配時に再投資したものとみなして計算した基準価額および当該基準価額の年間騰落率が記載されており、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。



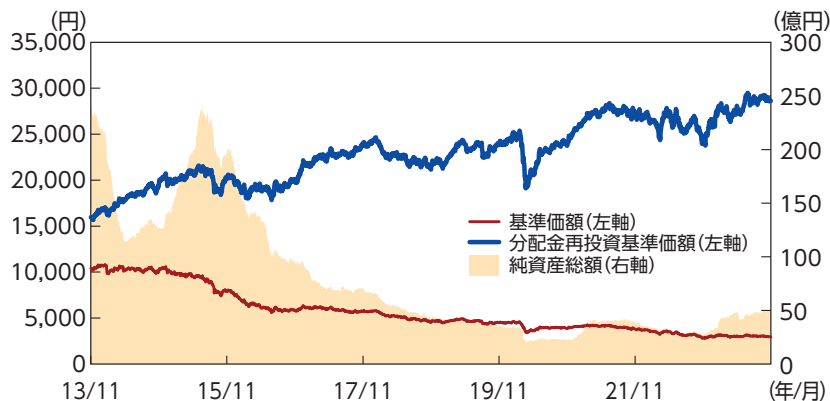
最新の運用実績は委託会社のホームページまたは販売会社でご確認いただけます。

下記は過去の実績であり、将来の成果を保証するものではありません。

2023年10月31日現在

### 基準価額・純資産の推移

2013年11月1日～2023年10月31日



### 基準価額・純資産総額

基準価額	2,948円
純資産総額	49.1億円

### 期間別騰落率 (分配金再投資)

期間	ファンド
1ヵ月	-1.56%
3ヵ月	-0.39%
6ヵ月	5.02%
1年	17.99%
3年	20.36%
5年	33.98%
設定来	186.19%

- 分配金再投資基準価額および期間別騰落率 (分配金再投資) は、収益分配金 (税引前) を分配時に再投資したものとみなして計算したものです。
- 基準価額および分配金再投資基準価額は、1万口当たりの値です。

### 分配の推移 (1万口当たり、税引前)

決算日	22/11/25	22/12/26	23/1/25	23/2/27	23/3/27	23/4/25	23/5/25	23/6/26	23/7/25	23/8/25	23/9/25	23/10/25	直近1年累計	設定来累計
分配金	50円	30円	30円	30円	30円	30円	30円	30円	30円	30円	30円	30円	380円	16,180円

- 運用状況によっては、分配金の金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

### 主要な資産の状況

組入上位銘柄

	銘柄	種類	比率
1	アジア・ハイ・イールド・ボンド・サブ・トラスト (アジア通貨クラス)	投資信託受益証券	95.9%
2	ゴールドマン・サックスUS\$リキッド・リザーブズ・ファンド	投資証券	2.8%

主要組入ファンドの資産の内容

アジア・ハイ・イールド・ボンド・サブ・トラスト

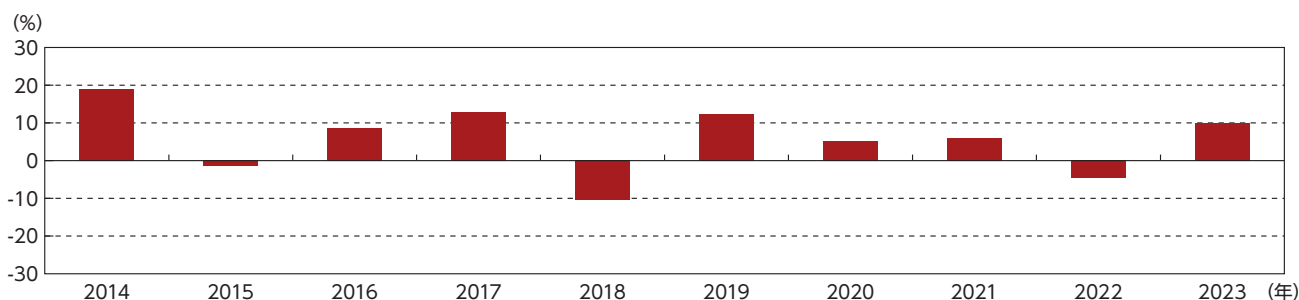
	銘柄名	国 (地域) 名	クーポン	償還日*1	業種 (セクター)*2	格付け*3	比率
1	SMC GLOBAL POWER HOLDINGS	フィリピン	6.5000%	—	公益事業	NR	3.4%
2	MGM CHINA HOLDINGS	マカオ	5.8750%	2026/5/15	消費 (景気循環型)	B+	2.7%
3	WYNN MACAU LTD	マカオ	5.5000%	2026/1/15	消費 (景気循環型)	B	2.6%
4	KASIKORN BANK PCL	タイ	3.3430%	2031/10/2	金融業	BB+	2.5%
5	WYNN MACAU LTD	マカオ	5.5000%	2027/10/1	消費 (景気循環型)	B	2.3%
6	GREENKO SOLAR MAURITIUS	インド	5.9500%	2026/7/29	エネルギー	BB	2.1%
7	STUDIO CITY FINANCE LTD	マカオ	6.5000%	2028/1/15	消費 (景気循環型)	B+	2.1%
8	MONG DUONG FINANCE HOLDINGS	ベトナム	5.1250%	2029/5/7	公益事業	BB	1.9%
9	MEDCO BELL PTE LTD	インドネシア	6.3750%	2027/1/30	エネルギー	B+	1.8%
10	GLOBE TELECOM INC	フィリピン	4.2000%	—	通信	NR	1.7%

\*1 償還日の定めのない永久債は、「—」と表示しています。

\*2 セクターは、ブルームバーグのセクター分類を使用しています。





\*3 格付けは、S&P、ムーディーズおよびフィッチ・レーティングスのいずれかの格付機関の低い方の格付けを使用しています。NRは格付機関からの開示がないことを表しています。

### 年間収益率の推移



- 本ファンドの収益率は、収益分配金 (税引前) を分配時に再投資したものとみなして計算しています。
- 本ファンドにベンチマークはありませんので、ファンド設定日前の年間収益率について記載していません。
- 2023年は年初から運用実績作成基準日までの収益率を表示しています。

## お申込みメモ

 購入時	購入単位	販売会社によって異なります。
	購入価額	購入申込日の翌営業日の基準価額
	購入代金	販売会社が指定する日までにお支払いください。
 換金時	換金単位	販売会社によって異なります。
	換金価額	換金申込日の翌営業日の基準価額
	換金代金	原則として換金申込日から起算して6営業日目から、お申込みの販売会社を通じてお支払いいたします。
 申込 について	購入・換金 申込不可日	英国証券取引所、ニューヨーク証券取引所もしくはシンガポール証券取引所の休業日またはロンドン、ニューヨークもしくはシンガポールの銀行の休業日(以下「ファンド休業日」といいます。)
	申込締切時間	「ファンド休業日」を除く毎営業日の原則として午後3時まで
	購入の申込期間	2024年1月26日から2024年7月25日まで (申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。)
	換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、1顧客1日当たり3億円以上の大口のご換金は制限することがあります。
	購入・換金 申込受付の 中止および取消	金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他合理的な事情があるときは、ご購入およびご換金の受付を中止またはすでに受付けたご購入およびご換金のお申込みを取消す場合があります。
 その他	信託期間	2026年10月23日まで(設定日：2011年10月11日) ※委託会社は、信託期間の延長が受益者に有利であると認めた場合は、信託期間を延長することができます。
	繰上償還	受益権の総口数が30億口を下回ることとなった場合等には繰上償還となる場合があります。 主要投資対象とする投資信託証券が存続しないこととなる場合には繰上償還となります。
	決算日	毎月25日(ただし、休業日の場合は翌営業日)
	収益分配	毎月の決算時に原則として収益の分配を行います。販売会社によっては分配金の再投資が可能です。 ※運用状況によっては、分配金の金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。
	信託金の限度額	2,000億円を上限とします。
	公 告	公告を行う場合は日本経済新聞に掲載します。
	運用報告書	年2回(4月および10月)の決算時および償還時に、期中の運用経過などを記載した交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に対してお渡しいたします。
	スイッチング	スイッチング(乗換え)につきましては、販売会社にお問い合わせください。 ※スイッチングの際には換金(解約)されるファンドに対して換金にかかる税金が課されることにつきご注意ください。
	課税関係 (個人の場合)	課税上は株式投資信託として取扱われます。 本ファンドは、少額投資非課税制度(NISA)の適用対象ではありません。 配当控除の適用はありません。

## ファンドの費用・税金



### ファンドの費用

#### 投資者が直接的に負担する費用

購入時	購入時手数料	<p>購入申込日の翌営業日の基準価額に、<b>3.85% (税抜3.5%)</b>を上限として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。 (くわしくは、販売会社にお問い合わせいただくか、購入時手数料を記載した書面等をご覧ください。)</p> <p>購入時手数料は、商品および投資環境に関する情報提供等、ならびに購入に関する事務手続きの対価として販売会社が得る手数料です。</p>
換金時	信託財産留保額	なし

#### 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

毎日	運用管理費用 (信託報酬)	純資産総額に対して	<b>年率1.903% (税抜1.73%)</b>	
		支払先の配分 および 役務の 内容	委託会社	<p>ファンドの運用 受託会社への指図 基準価額の算出 目論見書・運用報告書等の作成 等</p> <p>年率 0.935% (税抜0.85%)</p>
			販売会社	<p>購入後の情報提供 運用報告書等各種書類の送付 分配金・換金代金・償還金の支払い業務 等</p> <p>年率 0.935% (税抜0.85%)</p>
受託会社	<p>ファンドの財産の管理 委託会社からの指図の実行 等</p> <p>年率0.033% (税抜0.03%)</p>			
※運用管理費用は日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支払われます。				
	信託事務の諸費用	<p>監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用、印刷費用など信託事務の諸費用が信託財産の純資産総額の年率0.05%相当額を上限として定率で日々計上され、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支払われるほか、組入れ投資信託証券の信託事務の諸費用が各投資信託証券から支払われます。</p>		
随時	その他の費用・ 手数料	<p>有価証券売買時の売買委託手数料や資産を外国で保管する場合の費用等 上記その他の費用・手数料(組入れ投資信託証券において発生したものを含みます。)は ファンドより実費として間接的にご負担いただきますが、運用状況等により変動する ものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。</p>		

※上記の手数料等の合計額については、ご投資家の皆さまがファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。



税金

税金は表に記載の時期に適用されます。

以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金	
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税	普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税	換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が軽減される場合があります。

上記は、2024年1月25日現在のものです。

なお、税法が改正された場合には、税率等が変更される場合があります。また、法人の場合は上記とは異なります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。



## GS アジア・ハイ・イールド債券ファンド

米ドルコース／円コース

追加型投信／海外／債券

投資信託説明書  
(交付目論見書)毎月  
分配型

使用開始日 2024.1.26

## 米ドルコース／円コース

- 本書は金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
- ファンドに関する「投資信託説明書(請求目論見書)」を含む詳細な情報は委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。また、本書には約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。
- ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、下記の照会先までお問い合わせください。

[委託会社] ファンドの運用の指図を行う者

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第325号

[受託会社] ファンドの財産の保管および管理を行う者

三菱UFJ信託銀行株式会社

■照会先 ホームページ  
アドレス [www.gsam.co.jp](http://www.gsam.co.jp)

電話番号 03-6437-6000 (受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで)

商品分類			属性区分				
単字型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	海外	債券	その他資産(投資信託証券(債券))	年12回(毎月)	アジア(日本を除く)	ファンド・オブ・ファンズ	米ドルコース: なし 円コース: あり(フルヘッジ)

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。商品分類および属性区分の内容につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) をご参照ください。

- この目論見書より行うGS アジア・ハイ・イールド債券ファンド 米ドルコースおよびGS アジア・ハイ・イールド債券ファンド 円コース(以下「本ファンド」またはそれぞれ「米ドルコース」「円コース」といいます。)の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により、有価証券届出書を2024年1月25日に関東財務局長に提出しており、2024年1月26日にその届出の効力が生じております。
- 本ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律に基づいて組成された金融商品であり、同法に基づき、本ファンドでは商品内容の重大な変更を行う場合に、事前に投資家(受益者)の意向を確認する手続き等を行います。
- 本ファンドの信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。
- 請求目論見書は投資家の請求により販売会社から交付されます(請求を行った場合には、その旨をご自身で記録しておくようにご覧ください)。
- ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

### 委託会社の情報

委託会社名：ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

設立年月日：1996年2月6日 運用する証券投資信託財産の合計純資産総額：5兆970億円(2023年10月末現在)

資本金：4億9,000万円(2024年1月25日現在) グループ資産残高(グローバル)：2兆4,573億米ドル(2023年6月末現在)

GS アジア・ハイ・イールド債券ファンドには、以下の3ファンドがあります。

GS アジア・ハイ・イールド債券ファンド アジア通貨コース(「アジア通貨コース」といいます。)	主に日本を除くアジアの米ドル建てハイ・イールド債券に投資し、米ドル建て資産に対して原則として対アジア通貨で為替取引を活用することにより、アジア通貨への投資効果を追求します。
GS アジア・ハイ・イールド債券ファンド 米ドルコース(「本ファンド」または「米ドルコース」といいます。)	主に日本を除くアジアの米ドル建てハイ・イールド債券に投資し、米ドル建て資産に対して原則として対円での為替ヘッジは行いません。
GS アジア・ハイ・イールド債券ファンド 円コース(「本ファンド」または「円コース」といいます。)	主に日本を除くアジアの米ドル建てハイ・イールド債券に投資し、米ドル建て資産に対して原則として対円での為替ヘッジを行います。

※アジア通貨コースについては、アジア通貨コースの投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

## 本書で使用するデータについて (投資リスクの参考情報に用いているデータについては該当ページをご覧ください)

### ●債券インデックス等

日本国債：FTSE世界国債インデックス(日本)

先進国国債：FTSE世界国債インデックス(除く日本)

エマージング債券(米ドル建て)：JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル・ダイバーシファイド

欧州ハイ・イールド債券：ICE BofAメリルリンチ・ヨーロッパ・ハイ・イールド・インデックス(米ドルヘッジ)

米国ハイ・イールド債券：ICE BofAメリルリンチUSハイ・イールド・マスターIIインデックス

アジア・ハイ・イールド債券：ICE BofAメリルリンチ・アジア・ダラー・ハイ・イールド・インデックス\*

\*アジア・ハイ・イールド債券市場を示す代表的なインデックスですが、本ファンドのベンチマークや参考指標ではありません。

## ファンドの目的

主に日本を除くアジアの米ドル建てハイ・イールド債券に投資することにより、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざします。

## ファンドの特色

### ファンドのポイント

- 1** 本ファンドは、投資信託証券を通じて、主として日本を除くアジアの企業が発行する米ドル建てハイ・イールド債券に投資します。

組入れ投資信託証券では、米ドル建て以外の資産に投資することがあります。米ドル建て以外の外貨建資産に投資を行った場合は、原則として対米ドルで為替ヘッジを行います。

米ドルコース	米ドル建て資産に対して原則として対円での為替ヘッジは行いません。
--------	----------------------------------

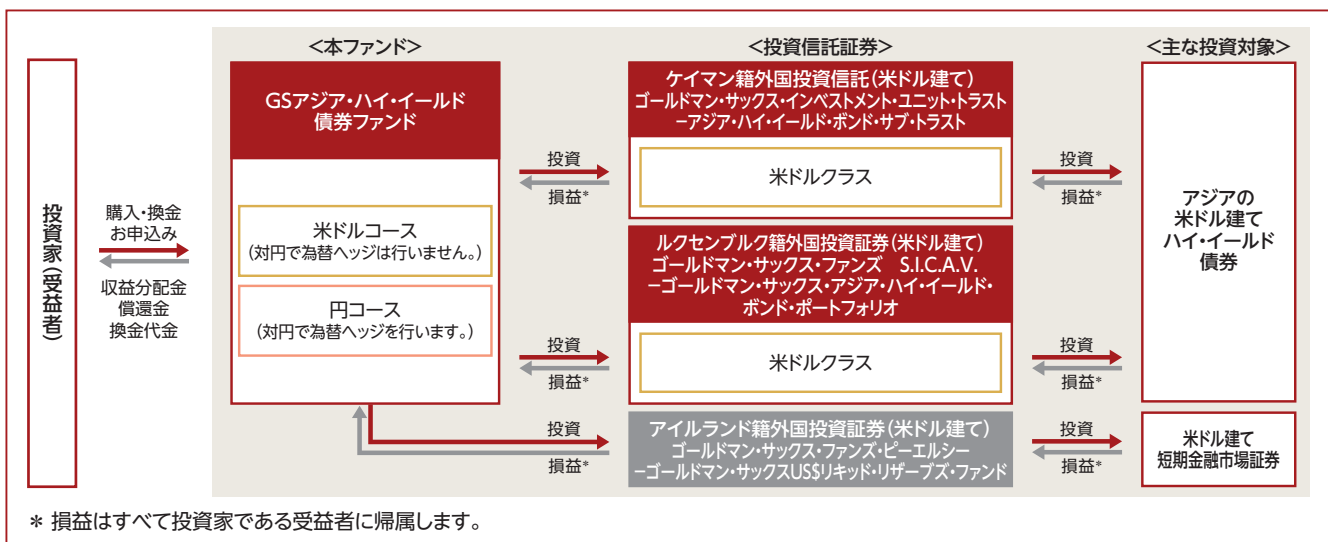
円コース	米ドル建て資産に対して原則として対円での為替ヘッジを行います。
------	---------------------------------

- 2** 原則として、毎月25日(休業日の場合は翌営業日)の決算時に分配を行います。

運用状況によっては、分配の金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。

### ファンドの仕組み

本ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。運用にあたってはゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントが運用する投資信託証券のうち、本ファンドの運用戦略を行うために必要と認められる下記の投資信託証券を主要投資対象とします。



委託会社が属するゴールドマン・サックスの資産運用部門を「ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント」といいます。各投資信託証券(以下、総称して「組入れファンド」、「組入れ投資信託証券」または「指定投資信託証券」ということがあります。)への投資比率は、資金動向および各投資信託証券の収益性等を勘案して決定するものとします。原則として「アジア・ハイ・イールド・ボンド・サブ・トラスト」または「ゴールドマン・サックス・アジア・ハイ・イールド・ボンド・ポートフォリオ」への組入れ比率を高位に保つものの、各投資信託証券への投資比率には制限を設けません。市況動向や資金動向その他の要因等によっては、上記の投資信託証券の一部に投資を行わない場合があります。投資対象となる投資信託証券は見直されることがあります。この際、上記の投資信託証券が除外されたり、新たな投資信託証券が追加される場合もあります。

アジアのハイ・イールド債券やアジアの通貨への投資は、社会・経済・政治の不安定要素を多く含むため、価格変動・為替変動が大きく、投資資産が大幅に減少するリスクを伴います。くわしくは後記「投資リスク」をご覧ください。

アジアのハイ・イールド債券に投資します

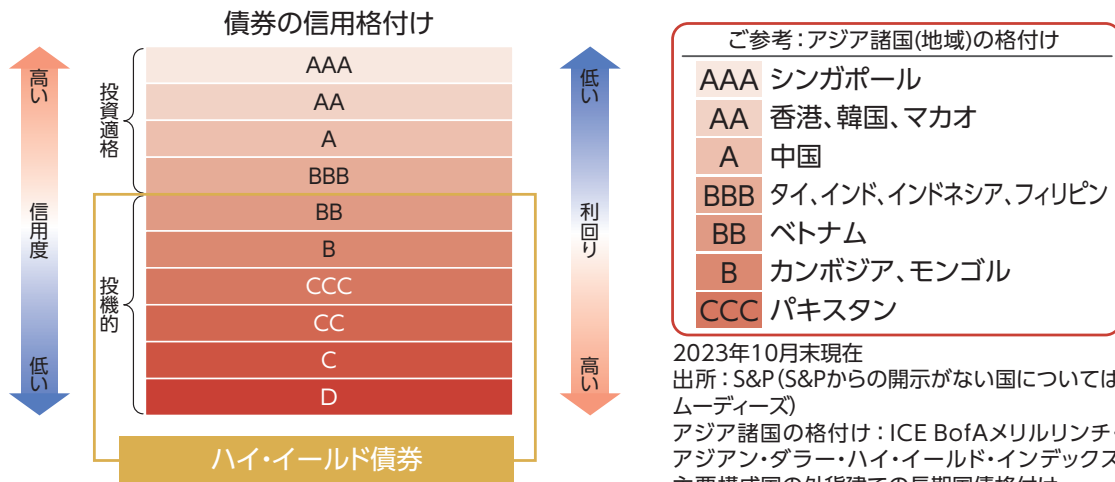
主として日本を除くアジアの企業が発行する米ドル建てハイ・イールド債券に投資することにより、高い金利収入(インカム・ゲイン)と債券元本部分の売買益および評価益(キャピタル・ゲイン)の獲得をめざします。

? ハイ・イールド債券とは

ハイ・イールド債券とは、BB格(S&P)およびBa格(ムーディーズ)相当以下の格付けを付与された債券のことをいいます。ハイ・イールド債券は、一般的に投資適格社債(S&Pの場合はBBB格、ムーディーズの場合はBaa格以上の格付けを付与された社債)と比較して信用度が低く、債務不履行が生じる可能性(デフォルト・リスク)が高くなります。一方、その見返りとして、国債や投資適格社債などのより高格付けの債券よりも相対的に高い利回りで取引されています。

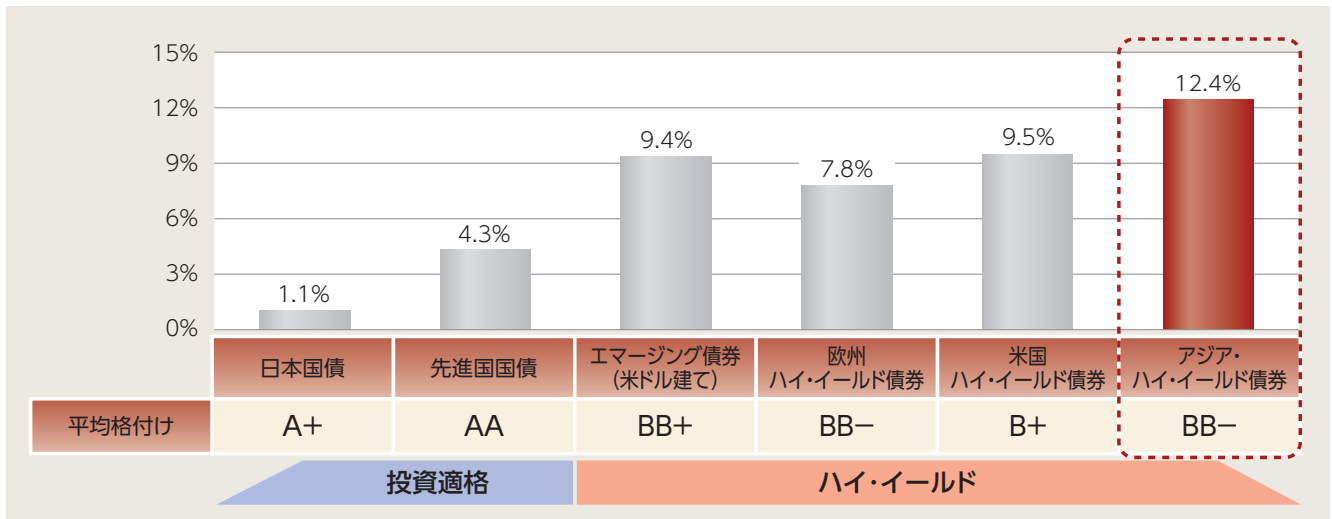
格付けが公表されていない債券の場合は、組入れファンドの投資顧問会社が判断した格付けとなります。

投資対象債券の信用格付けの位置づけ



各種債券の利回り水準

ハイ・イールド債券は、国債や投資適格債券などのより高格付けの債券よりも信用度が低いため、その見返りとして相対的に高い利回りとなっています。



2023年10月末現在  
出所: FTSE、JPモルガン、ICE

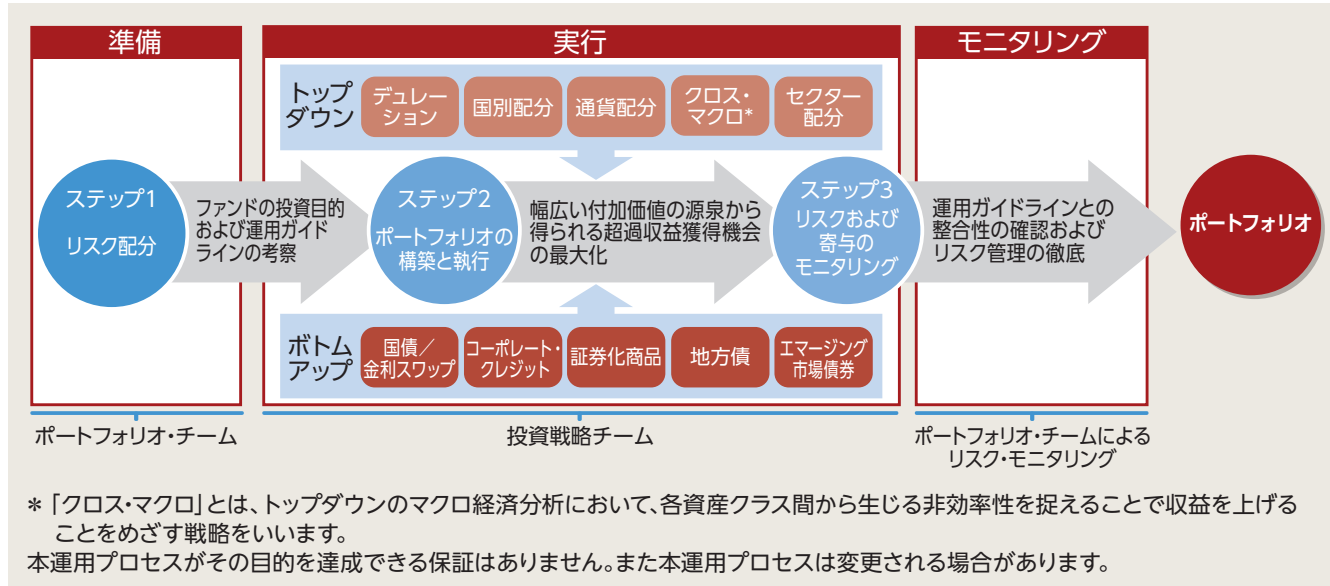
上記は過去のデータであり、将来の結果を示唆または保証するものではありません。  
上記は、インデックスの利回りおよび平均格付けであり、本ファンドの実績ではありません。信託報酬等の諸費用は考慮されておりませんのでご注意ください。上記の利回り水準は、将来大きく変動することがあります。

アジアのハイ・イールド債券やアジアの通貨への投資は、社会・経済・政治の不安定要素を多く含むため、価格変動・為替変動が大きく、投資資産が大幅に減少するリスクを伴います。くわしくは後記「投資リスク」をご覧ください。



## ファンドの運用

本ファンドが主として組入れる投資信託証券の運用は、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントのグローバル債券・通貨運用グループによって行われます。同グループは世界各地に運用拠点を展開し、幅広い調査能力ならびに専門性を活用した運用を行っています。



## 主な投資制限

- 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- 株式(指定投資信託証券を除きます。)への直接投資は行いません。
- 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- 指定投資信託証券および短期金融商品等以外の有価証券への直接投資は行いません。
- 1発行者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以下とします。

## ファンドの分配方針

原則として、毎月の決算時(毎月25日。ただし、休業日の場合は翌営業日。)に、利息・配当収入および売買益(評価益を含みます。)を中心に収益分配を行います。分配金額は、基準価額水準、市場動向等を勘案して、委託会社が決定します。ただし、基準価額水準や市場動向等によっては分配を行わないこともあります。また、基準価額が当初元本(1万口=1万円)を下回る場合においても分配を行うことがあります。将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

1月 2月 3月 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月

金利収入・  
値上がり利益・  
為替の評価益など

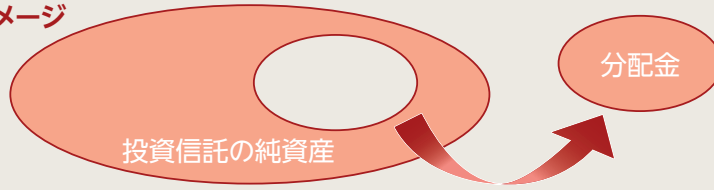
分配金 分配金 分配金 分配金 分配金 分配金 分配金 分配金 分配金 分配金 分配金 分配金 分配金

※上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

収益分配金に関わる留意点

分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

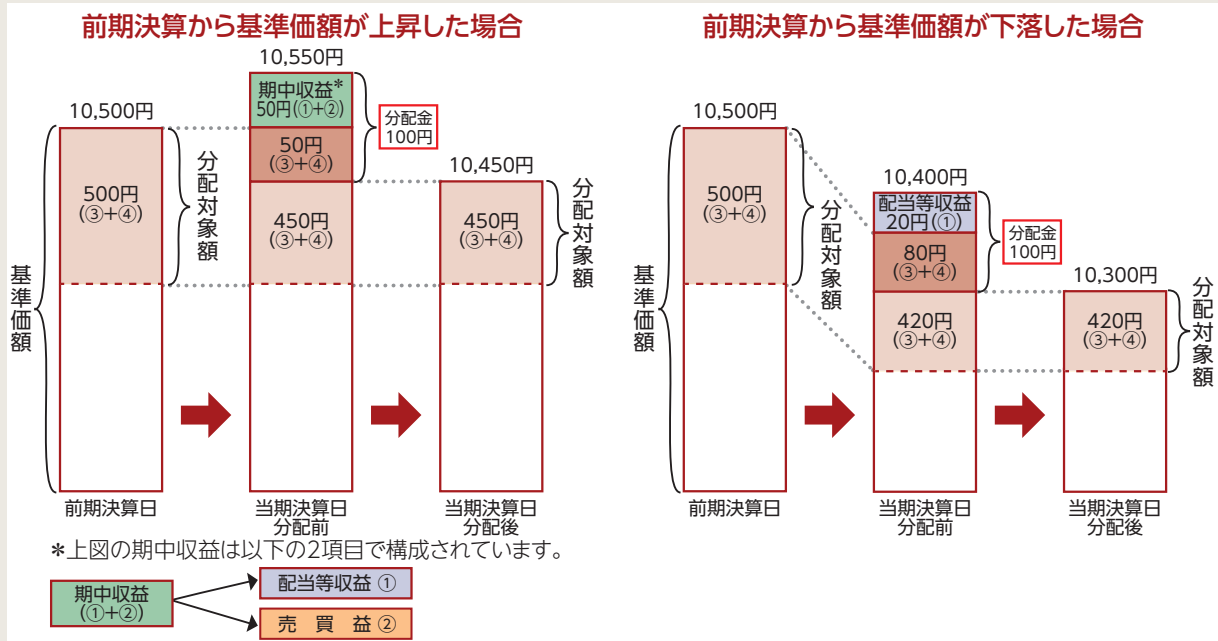
投資信託で分配金が支払われるイメージ



分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。  
計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行った場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

※分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。分配対象額とは、①経費控除後の配当等収益②経費控除後の評価益を含む売買益③分配準備積立金(当該計算期間よりも前に累積した配当等収益および売買益)④収益調整金(信託の追加設定の際、追加設定をした価額から元本を差引いた差額分)です。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

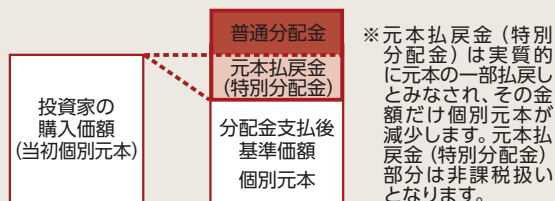


※上記はイメージ図であり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

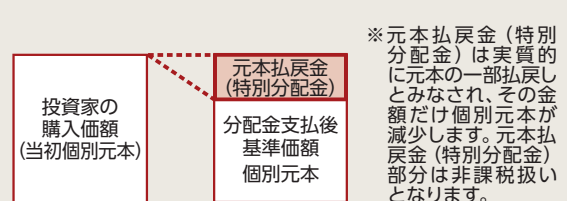
上記のとおり、分配金は計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合がありますので、元本の安全性を追求される投資家の場合には、市場の変動等に伴う組入資産の価値の減少だけでなく、収益分配金の支払いによる元本の払戻しにより、本ファンドの基準価額が減価することに十分ご注意ください。

投資家のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の基準価額の値上がり、支払われた分配金額より小さかった場合も実質的に元本の一部払戻しに相当することがあります。元本の一部払戻しに該当する部分は、元本払戻金(特別分配金)として非課税の扱いになります。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



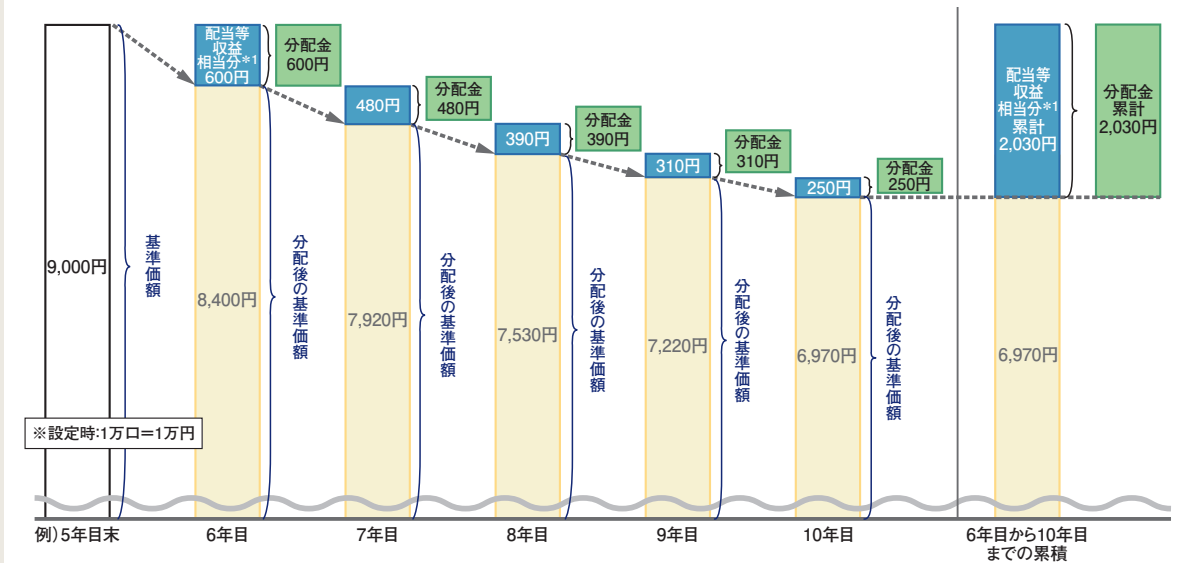
普通分配金：個別元本(投資家のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。  
元本払戻金(特別分配金)：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資家の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注)普通分配金に対する課税については、後記「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご覧ください。

## 数年間にわたって基準価額が下落した場合

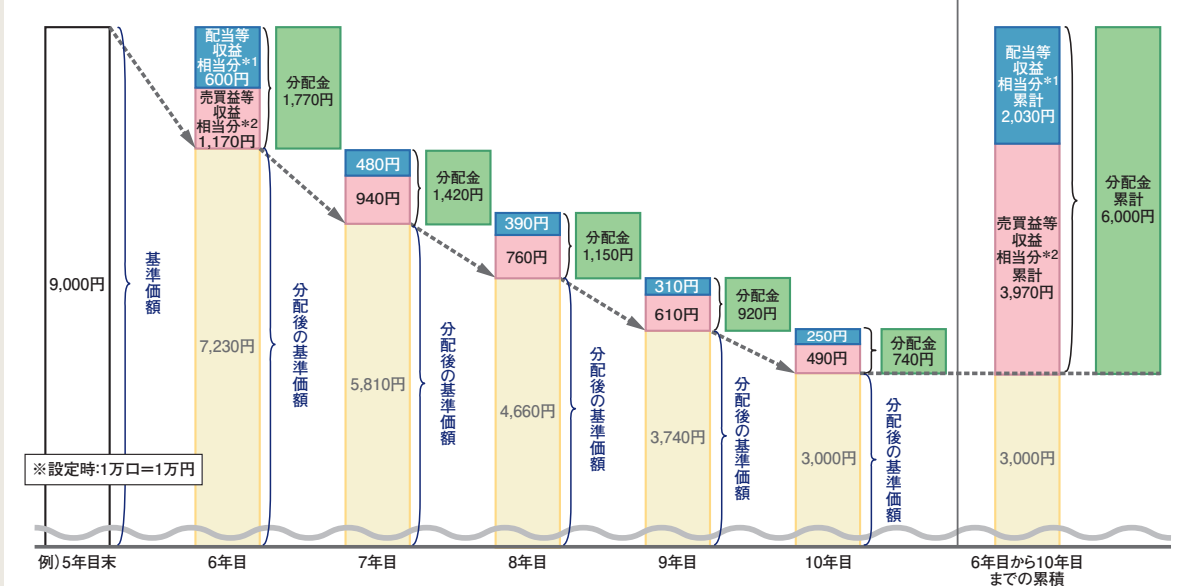
### ①配当等収益を中心に分配する場合 ※年間のリターン(税引前分配金込み)が0%と仮定

※この図では、年間のリターンを一定と仮定していますが、実際の基準価額は市場変動等により大きく下落することがあり、また、分配金額等は変動しますのでご注意ください。



### ②配当等収益に加え、売買益(評価益を含みます。)も分配する場合 ※年間のリターン(税引前分配金込み)が0%と仮定

※この図では、年間のリターンを一定と仮定していますが、実際の基準価額は市場変動等により大きく下落することがあり、また、分配金額等は変動しますのでご注意ください。



\*1 配当等収益相当分には分配準備積立金(当該期間よりも前に累積した配当等収益および売買益等収益)のうち配当等収益を含む場合があります。

\*2 売買益等収益相当分には分配準備積立金(当該期間よりも前に累積した配当等収益および売買益等収益)のうち売買益等収益および収益調整金を含む場合があります。

(注)上図はイメージ図であり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

収益分配金は必ずしも当該計算期間中に得た収益から支払われるわけではなく、決算時点での基準価額の水準に関わらず過去に得た収益から支払われる場合があります。

上図は①配当等収益を中心に分配した場合と、②配当等収益に加えて売買益等収益も分配した場合の基準価額の変動を示しています。例えば、①の6年目では1年間に得た配当等収益を中心に分配を支払ったため、その分基準価額が下落しています。一方、②では配当等収益に加えて売買益等収益相当分を分配したため、①と比較するとその分さらに基準価額が下落しています。②の6年目から10年目までに受益者は合計で6,000円分(配当等収益相当分2,030円+売買益等収益相当分3,970円)の収益分配を受領し、基準価額は3,000円になっています。上図の例において、売買益等収益を支払わなかった場合、累計でみた分配落ち後の基準価額は6,970円(3,000円+3,970円)になります。

配当等収益相当分
売買益等収益相当分
分配金
分配後の基準価額

追加的記載事項

組入れファンドの概要

ファンド名	ゴールドマン・サックス・インベストメント・ユニット・トラスト -アジア・ハイ・イールド・ボンド・サブ・トラスト
ファンド形態	ケイマン籍外国投資信託(米ドル建て)
投資目的	主に日本を除くアジアの企業またはアジア各国の成長により収益が期待される企業により発行された米ドル建て投資適格格付未滿に格付けされた債券に投資することにより、収入(インカム)と資産価値増加(キャピタル・ゲイン)からなる長期的なトータル・リターンを獲得することを目的とします。
運用の基本方針等	①主に日本を除くアジアの企業またはアジア各国の成長により収益が期待される企業により発行された米ドル建て投資適格格付未滿に格付けされた債券に投資します。 ②米ドル建て以外の資産については、原則として対米ドルで為替ヘッジを行うものとします。
運用報酬等	なし(投資信託証券にかかる信託事務の処理等に要する諸費用等が別途支払われます。)
投資顧問会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー(GSAMニューヨーク)
副投資顧問会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント(シンガポール)ピーティーイー・リミテッド(GSAMシンガポール) ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル(GSAMロンドン) ※副投資顧問会社は、今後、追加・変更される場合があります。

上記投資信託証券については、日々の流出入額が純資産総額の一定割合を超える場合、純資産価格の調整が行われる場合があります。これは、資金の流出入から受ける取引コスト等が当該投資信託証券に与えるインパクトを軽減することを意図していますが、算出日における資金の流出入の動向が、純資産価格に影響を与えることとなります。

ファンド名	ゴールドマン・サックス・ファンズ S.I.C.A.V. -ゴールドマン・サックス・アジア・ハイ・イールド・ボンド・ポートフォリオ
ファンド形態	ルクセンブルク籍外国投資証券(米ドル建て)
投資目的	主に日本を除くアジアの企業またはアジア各国の成長により収益が期待される企業により発行された米ドル建て投資適格格付未滿に格付けされた債券に投資することにより、収入(インカム)と資産価値増加(キャピタル・ゲイン)からなる長期的なトータル・リターンを獲得することを目的とします。ただし、運用にあたっては、運用者が定めるESG(環境・社会・ガバナンス)基準に基づく環境的・社会的な特性を推進することをめざします。
運用の基本方針等	①主に日本を除くアジアの企業またはアジア各国の成長により収益が期待される企業により発行された米ドル建て投資適格格付未滿に格付けされた債券に投資します。 ②米ドル建て以外の資産については、原則として対米ドルで為替ヘッジを行うものとします。
運用報酬等	なし(投資信託証券にかかる信託事務の処理等に要する諸費用等が別途支払われます。)
管理会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・ビー・ブイ
投資顧問会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル(GSAMロンドン)
副投資顧問会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント(シンガポール)ピーティーイー・リミテッド(GSAMシンガポール) ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー(GSAMニューヨーク) ※副投資顧問会社は、今後、追加・変更される場合があります。

上記投資信託証券については、日々の流出入額が純資産総額の一定割合を超える場合、純資産価格の調整が行われる場合があります。これは、資金の流出入から受ける取引コスト等が当該投資信託証券に与えるインパクトを軽減することを意図していますが、算出日における資金の流出入の動向が、純資産価格に影響を与えることとなります。

ファンド名	ゴールドマン・サックス・ファンズ・ピーエルシー -ゴールドマン・サックスUS\$リキッド・リザーブズ・ファンド
ファンド形態	アイルランド籍外国投資証券(米ドル建て)
投資目的	元本と流動性を確保しつつ、最大限の収益を得ることを目標として運用を行います。
運用の基本方針等	①主に米ドル建ての短期の市場性を有する金融市場証券に分散投資することにより、元本と流動性を確保しつつ最大限の収益を追求します。 ②高格付証券として適格であり、また格付けのない場合には高格付証券と同等の信用度を有すると投資顧問会社がみなす広範な証券に投資します。 ③原則として購入時において満期まで397日以下の証券、証書および債務に投資し、60日以下の加重平均満期と、120日以下の加重平均残存年限を維持します。
運用報酬等	なし(投資信託証券にかかる信託事務の処理等に要する諸費用等が別途支払われます。)
管理会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・ファンド・サービスズ・リミテッド
投資顧問会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル(GSAMロンドン)
副投資顧問会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー(GSAMニューヨーク)

上記は2024年1月25日現在の組入れファンドの概要であり、今後、当該項目の内容が変更される場合があります。



## 基準価額の変動要因

投資信託は預貯金と異なります。本ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額が変動します。また、為替の変動により損失を被ることがあります。したがって、ご投資家の皆さまの投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。

信託財産に生じた損益はすべてご投資家の皆さまに帰属します。

### 主な変動要因



#### カントリー・リスク

新興国市場への投資には、先進国の市場への投資と比較して、カントリー・リスクの中でも特に次のような留意点があります。例えば、財産の取用・国有化等のリスクや社会・政治・経済の不安定要素がより大きいこと、市場規模が小さく取引高が小さいことから流動性が低く、流動性の高い場合に比べ、市況によっては大幅な安値での売却を余儀なくされる可能性があること、為替レートやその他現地通貨の交換に要するコストの変動が激しいこと、取引の決済制度上の問題、海外との資金決済上の問題等が挙げられます。その他にも、会計基準の違いから現地の企業に関する十分な情報が得られない、あるいは、一般に金融商品市場における規制がより緩やかである、といった問題もあります。

新興国市場への投資にあたっては、長期での投資が可能な余裕資金の範囲で投資を行うことが肝要です。



#### 債券の価格変動リスク・信用リスク

債券の市場価格は、金利が上昇すると下落し、金利が低下すると上昇します。金利の変動による債券価格の変化の度合い(リスク)は、債券の満期までの期間が長ければ長いほど、大きくなる傾向があります。

債券への投資に際しては、債券発行体の倒産等の理由で、利息や元金の支払いがなされない、もしくは滞ること等(これを債務不履行といいます。)の信用リスクを伴います。一般に、発行体の信用度は第三者機関による格付けで表されますが、格付けが低いほど債務不履行の可能性が高いことを意味します。発行体の債務不履行が生じた場合、債券価格は大きく下落する傾向があるほか、投資した資金を回収できないことがあります。一般に、ハイ・イールド債券は投資適格債券と比較して、債券発行体の業績や財務内容などの変化(格付けの変更や市場での評判等を含みます。)により、債券価格が大きく変動することがあります。特に信用状況が大きく悪化するような場合には、短期間で債券価格が大きく下落することがあり、本ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、ハイ・イールド債券は投資適格債券と比較して、債務不履行が生じる可能性が高いと考えられます。



#### 為替変動リスク

##### <米ドルコース>

外貨建資産については、原則として対円で為替ヘッジは行いません。したがって、為替変動リスクが伴います。為替レートは短期的に大幅に変動することがあります。米ドルの為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元金を割り込むことによる損失を被ることがあります。

##### <円コース>

一般的に外貨建資産への投資には為替変動リスクが伴いますが、為替ヘッジを行い為替変動リスクの低減を図ります。ただし、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。なお、為替ヘッジを行うにあたりヘッジ・コストがかかります(ヘッジ・コストは、為替ヘッジを行う通貨の金利と円の金利の差が目安となり、円の金利の方が低い場合この金利差分収益が低下します。)



#### 流動性リスク

市場規模や取引量が少ない場合、組入銘柄を売却する際に市場実勢から期待される価格で売却できず、不測の損失を被るリスクがあります。このような場合、本ファンドの基準価額が大きく下落する可能性や換金に対応するための十分な資金を準備できないことにより換金の申込みを制限することがあります。

## その他の留意点

- 大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等には、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢より大幅に安い価格で売却せざるを得ないことや取引量が限られてしまうことがあります。これらは、基準価額が下落する要因となり、換金のお申込みを制限する可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性もあります。
- 本ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

## リスク管理体制

運用チームとは独立したリスク管理専任部門がファンドのリスク管理を行います。リスク管理専任部門では、運用チームと独立した立場で、運用チームにより構築されたポジションのリスク水準をモニタリングし、各運用チーム、委託会社のリスク検討委員会に報告します。

リスク検討委員会は、委託会社の関係各部署の代表から構成されており、リスク管理専任部門からの報告事項等（ファンドの運営に大きな影響を与えると判断された流動性に関する事項を含みます。）に対して、必要な報告聴取、調査、検討、決定等を月次で行います。また、リスク検討委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。

委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定めファンドの組入資産モニタリングを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。

# 投資リスク

## 参考情報

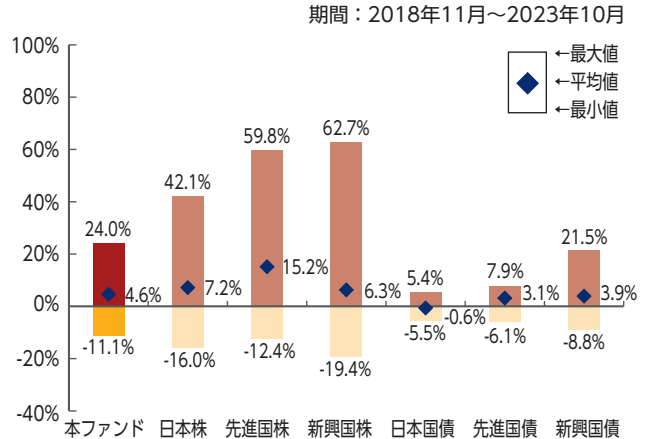
下記は過去の実績であり、将来の成果を保証するものではありません。

### 米ドルコース

#### 本ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移

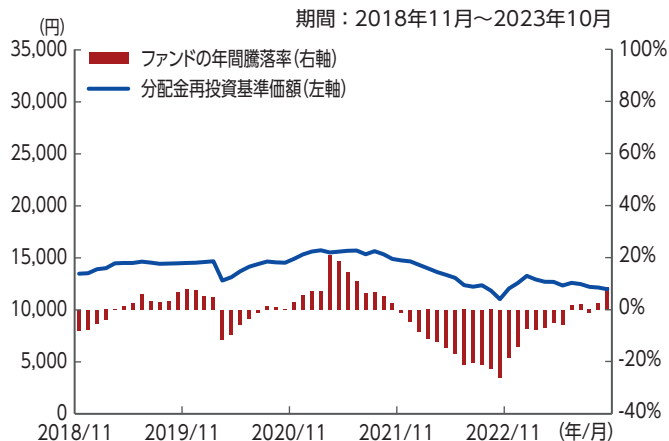


#### 本ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較

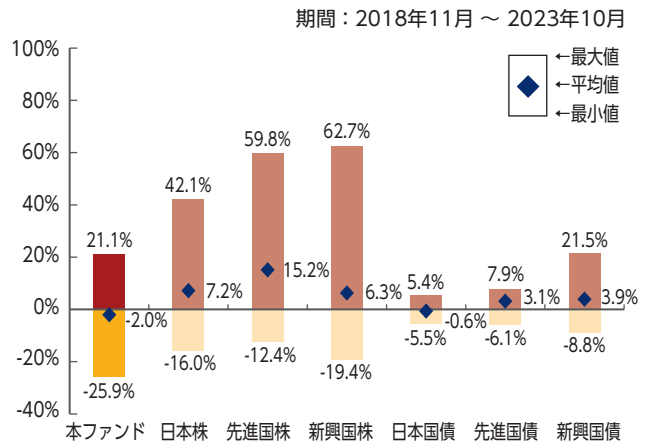


### 円コース

#### 本ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移



#### 本ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較



●年間騰落率は各月末における直近1年間の騰落率を表示したものです。

●グラフは、本ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

●すべての資産クラスが本ファンドの投資対象とは限りません。

●上記のグラフは、過去5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を表示したものです。

#### ●各資産クラスの指数

日本株：東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)

先進国株：MSCI コクサイ・インデックス (配当込み、円ベース)

新興国株：MSCI エマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)

日本国債：NOMURA-BPI 国債

先進国債：FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)

新興国債：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド (円ベース)

□東証株価指数 (TOPIX) の指数値および東証株価指数 (TOPIX) に係る標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社の知的財産です。□MSCIコクサイ・インデックスおよびMSCIエマージング・マーケット・インデックスに関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCIに帰属します。MSCIおよびMSCIの情報の編集、計算、および作成に関与する者 (以下総称して「MSCI当事者」といいます) は、MSCIの情報について一切の保証 (獨創性、正確性、完全性、商品性および特定目的への適合性を含みますが、これらに限定されません) を明示的に排除します。MSCI、その関連会社およびMSCI当事者は、いかなる場合においても、直接損害、間接損害、特別損害、付随的損害、懲罰損害、派生的損害 (逸失利益を含みます) およびその他一切の損害についても責任を負いません。MSCIの書面による明示的な同意がない限り、MSCIの情報を配布または流布してはならないものとします。□NOMURA-BPI国債の知的財産権は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。□FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。□JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバルに関する著作権は、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースの指数を採用しております。

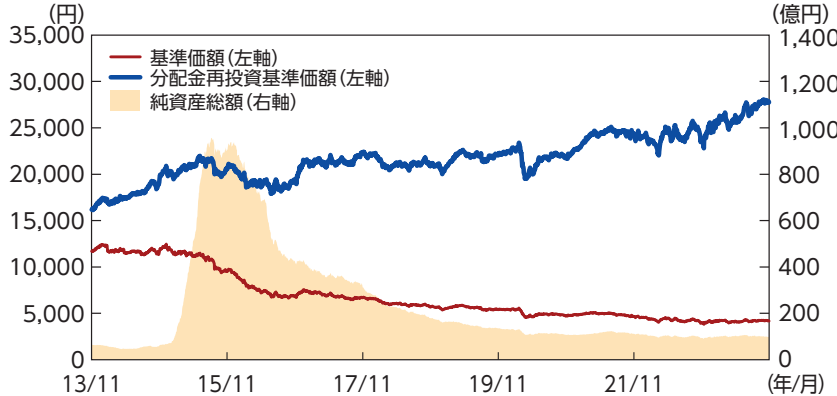
本ファンドの分配金再投資基準価額および年間騰落率は、収益分配金 (税引前) を分配時に再投資したものとみなして計算した基準価額および当該基準価額の年間騰落率が記載されており、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

最新の運用実績は委託会社のホームページまたは販売会社でご確認いただけます。  
下記は過去の実績であり、将来の成果を保証するものではありません。

2023年10月31日現在

基準価額・純資産の推移

米ドルコース 2013年11月1日～2023年10月31日



基準価額・純資産総額

基準価額	4,175円
純資産総額	97.2億円

期間別騰落率(分配金再投資)

期間	ファンド
1ヵ月	-0.85%
3ヵ月	3.39%
6ヵ月	8.16%
1年	16.41%
3年	27.71%
5年	32.23%
設定来	177.48%

- 分配金再投資基準価額および期間別騰落率(分配金再投資)は、収益分配金(税引前)を分配時に再投資したものとみなして計算したものです。
- 基準価額および分配金再投資基準価額は、1万口当たりの値です。

分配の推移(1万口当たり、税引前)

決算日	22/11/25	22/12/26	23/1/25	23/2/27	23/3/27	23/4/25	23/5/25	23/6/26	23/7/25	23/8/25	23/9/25	23/10/25	直近1年累計	設定来累計
分配金	50円	35円	35円	35円	35円	35円	35円	35円	35円	35円	35円	35円	435円	15,515円

- 運用状況によっては、分配金の金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

主要な資産の状況

組入上位銘柄

	銘柄	種類	比率
1	アジア・ハイ・イールド・ボンド・サブ・トラスト(米ドルクラス)	投資信託受益証券	96.0%
2	ゴールドマン・サックスUS\$リキッド・リザーブズ・ファンド	投資証券	2.8%

主要組入ファンドの資産の内容

アジア・ハイ・イールド・ボンド・サブ・トラスト

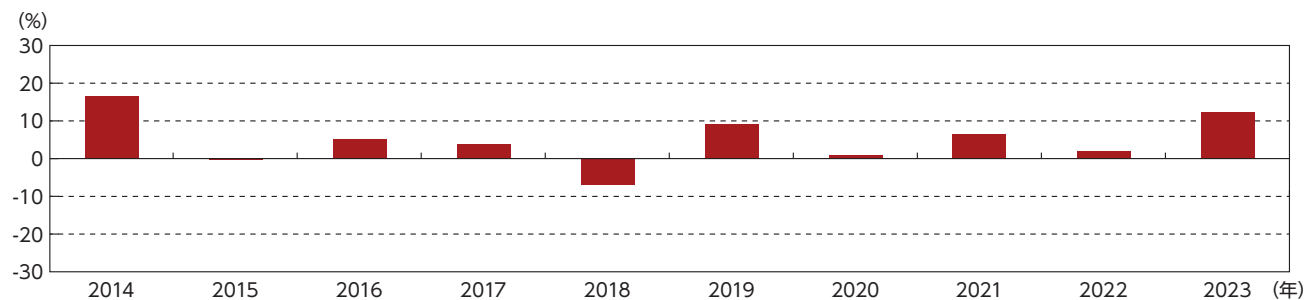
	銘柄名	国(地域)名	クーポン	償還日*1	業種(セクター)*2	格付け*3	比率
1	SMC GLOBAL POWER HOLDINGS	フィリピン	6.5000%	-	公益事業	NR	3.4%
2	MGM CHINA HOLDINGS	マカオ	5.8750%	2026/5/15	消費(景気循環型)	B+	2.7%
3	WYNN MACAU LTD	マカオ	5.5000%	2026/1/15	消費(景気循環型)	B	2.6%
4	KASIKORN BANK PCL	タイ	3.3430%	2031/10/2	金融業	BB+	2.5%
5	WYNN MACAU LTD	マカオ	5.5000%	2027/10/1	消費(景気循環型)	B	2.3%
6	GREENKO SOLAR MAURITIUS	インド	5.9500%	2026/7/29	エネルギー	BB	2.1%
7	STUDIO CITY FINANCE LTD	マカオ	6.5000%	2028/1/15	消費(景気循環型)	B+	2.1%
8	MONG DUONG FINANCE HOLDINGS	ベトナム	5.1250%	2029/5/7	公益事業	BB	1.9%
9	MEDCO BELL PTE LTD	インドネシア	6.3750%	2027/1/30	エネルギー	B+	1.8%
10	GLOBE TELECOM INC	フィリピン	4.2000%	-	通信	NR	1.7%

\*1 償還日の定めのない永久債は、「-」と表示しています。

\*2 セクターは、ブルームバーグのセクター分類を使用しています。

\*3 格付けは、S&P、ムーディーズおよびフィッチ・レーティングスのいずれかの格付機関の低い方の格付けを使用しています。  
NRは格付機関からの開示がないことを表しています。

年間収益率の推移



- 本ファンドの収益率は、収益分配金(税引前)を分配時に再投資したものとみなして計算しています。
- 本ファンドにベンチマークはありませんので、ファンド設定日前の年間収益率について記載していません。
- 2023年は年初から運用実績作成基準日までの収益率を表示しています。

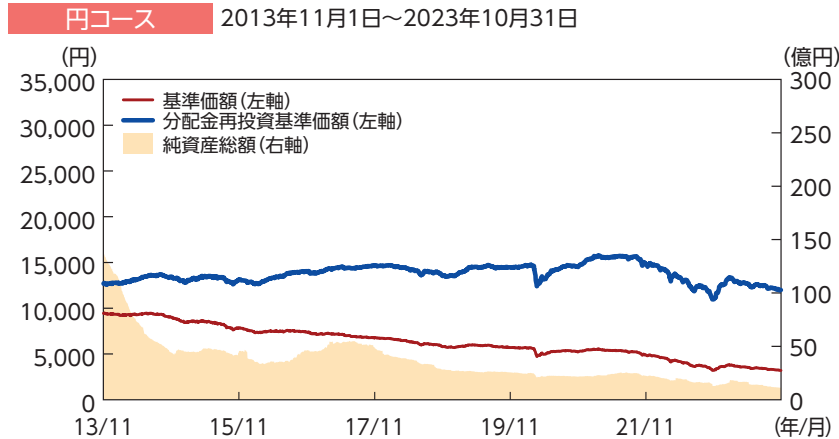


最新の運用実績は委託会社のホームページまたは販売会社でご確認いただけます。

下記は過去の実績であり、将来の成果を保証するものではありません。

2023年10月31日現在

基準価額・純資産の推移



基準価額・純資産総額

基準価額	3,203円
純資産総額	11.0億円

期間別騰落率 (分配金再投資)

期間	ファンド
1ヵ月	-1.28%
3ヵ月	-3.95%
6ヵ月	-5.57%
1年	8.68%
3年	-17.51%
5年	-11.56%
設定来	19.87%

- 分配金再投資基準価額および期間別騰落率(分配金再投資)は、収益分配金(税引前)を分配時に再投資したものとみなして計算したものです。
- 基準価額および分配金再投資基準価額は、1万口当たりの値です。

分配の推移 (1万口当たり、税引前)

決算日	22/11/25	22/12/26	23/1/25	23/2/27	23/3/27	23/4/25	23/5/25	23/6/26	23/7/25	23/8/25	23/9/25	23/10/25	直近1年累計	設定来累計
分配金	40円	25円	25円	25円	25円	25円	25円	25円	25円	25円	25円	25円	315円	9,605円

- 運用状況によっては、分配金の金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

主要な資産の状況

組入上位銘柄

	銘柄	種類	比率
1	アジア・ハイ・イールド・ボンド・サブ・トラスト (米ドルクラス)	投資信託受益証券	95.1%
2	ゴールドマン・サックスUS\$リキッド・リザーブズ・ファンド	投資証券	2.9%

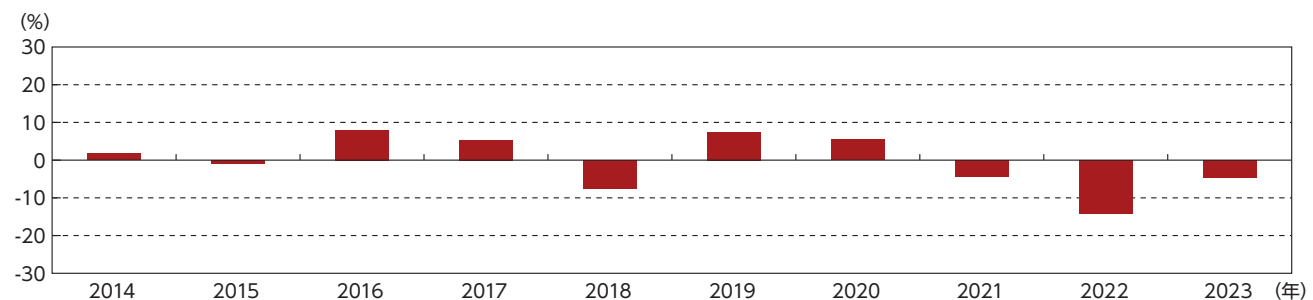
主要組入ファンドの資産の内容

アジア・ハイ・イールド・ボンド・サブ・トラスト

	銘柄名	国(地域)名	クーポン	償還日*1	業種(セクター)*2	格付け*3	比率
1	SMC GLOBAL POWER HOLDINGS	フィリピン	6.5000%	-	公益事業	NR	3.4%
2	MGM CHINA HOLDINGS	マカオ	5.8750%	2026/5/15	消費(景気循環型)	B+	2.7%
3	WYNN MACAU LTD	マカオ	5.5000%	2026/1/15	消費(景気循環型)	B	2.6%
4	KASIKORN BANK PCL	タイ	3.3430%	2031/10/2	金融業	BB+	2.5%
5	WYNN MACAU LTD	マカオ	5.5000%	2027/10/1	消費(景気循環型)	B	2.3%
6	GREENKO SOLAR MAURITIUS	インド	5.9500%	2026/7/29	エネルギー	BB	2.1%
7	STUDIO CITY FINANCE LTD	マカオ	6.5000%	2028/1/15	消費(景気循環型)	B+	2.1%
8	MONG DUONG FINANCE HOLDINGS	ベトナム	5.1250%	2029/5/7	公益事業	BB	1.9%
9	MEDCO BELL PTE LTD	インドネシア	6.3750%	2027/1/30	エネルギー	B+	1.8%
10	GLOBE TELECOM INC	フィリピン	4.2000%	-	通信	NR	1.7%





- \*1 償還日の定めのない永久債は、「-」と表示しています。
- \*2 セクターは、ブルームバーグのセクター分類を使用しています。
- \*3 格付けは、S&P、ムーディーズおよびフィッチ・レーティングスのいずれかの格付機関の低い方の格付けを使用しています。NRは格付機関からの開示がないことを表しています。

年間収益率の推移



- 本ファンドの収益率は、収益分配金(税引前)を分配時に再投資したものとみなして計算しています。
- 本ファンドにベンチマークはありませんので、ファンド設定日前の年間収益率について記載していません。
- 2023年は年初から運用実績作成基準日までの収益率を表示しています。

## お申込みメモ

 購入時	購入単位	販売会社によって異なります。
	購入価額	購入申込日の翌営業日の基準価額
	購入代金	販売会社が指定する日までにお支払いください。
 換金時	換金単位	販売会社によって異なります。
	換金価額	換金申込日の翌営業日の基準価額
	換金代金	原則として換金申込日から起算して6営業日目から、お申込みの販売会社を通じてお支払いいたします。
 申込 について	購入・換金 申込不可日	英国証券取引所、ニューヨーク証券取引所もしくはシンガポール証券取引所の休業日またはロンドン、ニューヨークもしくはシンガポールの銀行の休業日(以下「ファンド休業日」といいます。)
	申込締切時間	「ファンド休業日」を除く毎営業日の原則として午後3時まで
	購入の申込期間	2024年1月26日から2024年7月25日まで (申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。)
	換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、1顧客1日当たり3億円以上の大口のご換金は制限することがあります。
	購入・換金 申込受付の 中止および取消	金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他合理的な事情があるときは、ご購入およびご換金の受付を中止またはすでに受付けたご購入およびご換金のお申込みを取消す場合があります。
 その他	信託期間	2026年10月23日まで(設定日：2011年10月11日) ※委託会社は、信託期間の延長が受益者に有利であると認めた場合は、信託期間を延長することができます。
	繰上償還	各コースについて受益権の総口数が30億口を下回るようになった場合等には繰上償還となる場合があります。 主要投資対象とする投資信託証券が存続しないこととなる場合には繰上償還となります。
	決算日	毎月25日(ただし、休業日の場合は翌営業日)
	収益分配	毎月の決算時に原則として収益の分配を行います。販売会社によっては分配金の再投資が可能です。 ※運用状況によっては、分配金の金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。
	信託金の限度額	各コースについて2,000億円を上限とします。
	公告	公告を行う場合は日本経済新聞に掲載します。
	運用報告書	年2回(4月および10月)の決算時および償還時に、期中の運用経過などを記載した交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に対してお渡しいたします。
	スイッチング	スイッチング(乗換え)につきましては、販売会社にお問い合わせください。 ※スイッチングの際には換金(解約)されるファンドに対して換金にかかる税金が課されることにつきご注意ください。
課税関係 (個人の場合)	課税上は株式投資信託として取扱われます。 本ファンドは、少額投資非課税制度(NISA)の適用対象ではありません。 配当控除の適用はありません。	

## ファンドの費用・税金



### ファンドの費用

#### 投資者が直接的に負担する費用

購入時	購入時手数料	<p>購入申込日の翌営業日の基準価額に、<b>3.85% (税抜3.5%)</b>を上限として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。 (くわしくは、販売会社にお問い合わせいただくか、購入時手数料を記載した書面等をご覧ください。)</p> <p>購入時手数料は、商品および投資環境に関する情報提供等、ならびに購入に関する事務手続きの対価として販売会社が得る手数料です。</p>
換金時	信託財産留保額	なし

#### 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

毎日	運用管理費用 (信託報酬)	純資産総額に対して		<b>年率1.903% (税抜1.73%)</b>
		支払先の配分 および 役務の 内容	内訳	
			委託会社	<p>ファンドの運用 受託会社への指図 基準価額の算出 目論見書・運用報告書等の作成 等</p>
販売会社	<p>購入後の情報提供 運用報告書等各種書類の送付 分配金・換金代金・償還金の支払い業務 等</p>		年率 0.935% (税抜0.85%)	
		受託会社	<p>ファンドの財産の管理 委託会社からの指図の実行 等</p>	年率0.033% (税抜0.03%)
		※運用管理費用は日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支払われます。		
	信託事務の諸費用	<p>監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用、印刷費用など信託事務の諸費用が信託財産の純資産総額の年率0.05%相当額を上限として定率で日々計上され、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支払われるほか、組入れ投資信託証券の信託事務の諸費用が各投資信託証券から支払われます。</p>		
随時	その他の費用・手数料	<p>有価証券売買時の売買委託手数料や資産を外国で保管する場合の費用等 上記その他の費用・手数料(組入れ投資信託証券において発生したものを含みます。)は ファンドより実費として間接的にご負担いただきますが、運用状況等により変動する ものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。</p>		

※上記の手数料等の合計額については、ご投資家の皆さまがファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。



税金

税金は表に記載の時期に適用されます。

以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金	
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税	普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税	換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が軽減される場合があります。

上記は、2024年1月25日現在のものです。

なお、税法が改正された場合には、税率等が変更される場合があります。また、法人の場合は上記とは異なります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。